

IPSHU研究報告シリーズ

研究報告 No. 2

ニクソン・ドクトリン後における アメリカ軍事戦略の動向と日米防衛協力

山 田 浩

広島大学総合科学部
広島大学平和科学研究センター



THE INSTITUTE FOR PEACE SCIENCE,
HIROSHIMA UNIVERSITY

July, 1980

広島大学平和科学研究センター

〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号

研究報告 No. 2

ニクソン・ドクトリン後における
アメリカ軍事戦略の動向と日米防衛協力

山 田 浩

広島大学総合科学部

広島大学平和科学研究センター

1. はしがき

— 戦略核抑止における日米防衛協力 —

ニクソン・ドクトリン以後の日米防衛協力については、便宜上二つの側面 — 戰略核抑止をめぐる日米協力、非核通常兵力をめぐる日米協力に分けて考察することができる。もちろん現実の戦略構想において、戦略核抑止と非核通常兵力とは不可分の関係をもち、どちらか一方をまったく無視することは許されないが、本稿では考察の中心を、非核通常兵力をめぐる日米協力におくことにしたい。

本稿の主題ではないが、戦略核抑止をめぐる日米協力についても、つぎに簡単にふれておくことにする。まず問題にしたいのは、ニクソン政権発足後のアメリカの戦略動向である。その特徴を要約すれば、ジョンソン政権当時の「確証破壊」(assured destruction)の戦略が批判され、それから脱却せんとする傾向が顕著になったことである。具体的には、それはM. R. レアード国防長官の「現実的抑止」(realistic deterrence)の戦略を支えた「核戦力における十分性」(nuclear sufficiency)の構想、ひきつづきJ. R. シュレジンジャー国防長官によって確認された「目標変更の原則」(targeting doctrine)というかたちをとった。ここでとくに注意すべきは、核抑止はつねに有効に機能するとは限らず、失敗もありうることが想定されていた点である。つまり、抑止が失敗して核戦争になつたとしても、それに生き残りうる軍事力の整備が志向されていたということである。

ただし、核戦争に生き残るといつても、ソ連戦力がその非脆弱化を中心に強化されてきた今日、アメリカは先制第一撃その他いかなる手段に訴えようとも、ソ連の核報復力を壊滅させうる「武装解除的攻撃」(disarming strike)を期待することはできない。ソ連に対して、アメリカは一応の損害限定能力はもちうるにしても、損害回避能力をもつことは望みえないからである。すなわち、アメリカはソ連の軍事目標を攻撃し、それを破壊しうる能力、つまりソ連に対する対兵力能力の保持をめざすにしても、そこでは「限定された核戦争」(limited strategic nuclear war)という形態をつうじて、ただ核戦争における段階的な生き残りの可能性が追求されているにすぎない。つまり、核抑止が破れれば、直ちに敵の政治経済中心地（大都市）に対する核攻撃に自動的に発展するのではなく、まずは敵の軍事目標に攻撃を限定し、状況に応じて柔軟に目標を選択する、いわゆる「選択的攻撃」(selective strike)の可能性が、そこで提起されているというわけであ

る¹⁾。

ところで、以上の戦略構想にふさわしい兵器体系として、具体的に何が考えられるのか。戦略兵器体系として、従来から ICBM, SLBM, 戰略爆撃機の三本柱(“Triad”)がいわれてきたが、その優先順位では近來かなりの変化がめだつようになった。戦略爆撃のこれまでの主機 B 52 の旧式化、それにかわる新型戦略爆撃機 B 1 の生産中止決定のちは、航空機をめぐる関心は、主として空中発射巡航ミサイル(Air-launched Cruise Missile, ALCM)の発射台としての役割(B 52G その他)にむけられるようになった。ICBM についても、ソ連戦略ミサイルの性能(命中精度その他)向上による脆弱化が進むにつれて、地下壕などを移動することで非脆弱化をつよめんとする ICBM (MX) の開発を除き、戦略兵器体系の主役から後退せんとする傾向が顕著になった。

こうしたなかで、海中における機動力と秘匿性に根ざす高度の非脆弱性戦力を誇る SLBM が、今後ますます戦略兵器としての比重を高めることが予想される。しかも、それがポラリス型からポセイドン型、さらにトライデント型に移行するにつれて、ただ戦力の非脆弱化の向上にとどまらず、その多弾頭化と機動的再突入弾頭(Maneuverable Re-entry Vehicle, MaRV)などの装着による命中精度等の向上によって、SLBM を対都市攻撃用から対兵力攻撃用へ機能転換することが可能になったことも忘れてはならない。

カーター政権下になると、カーター＝ブレジンスキー強硬路線の台頭、米ソ間の「新しい冷戦」の高まりがみられ、米ソ間デタント路線への修正もさらに進行した。それだけに、これまでと同様あるいはそれ以上に、核抑止が失敗すれば核兵器の弾力的ないし選択的使用にふみ切ることをも含めて、核戦争に生き残る可能性が模索され、そのための戦力強化の努力は決して放棄されなかった²⁾。

かように今日まで、戦略核兵力強化にかんするアメリカの基本方針は不動であり、当然ながら戦略核抑止における日米協力体制も堅持されてきた。もっとも、将来のアメリカ戦略の中核と予想される SLBM にしろ、海上(中)発射巡航ミサイル(Sea-launched Cruise Missile, SLCM)にしろ、その戦力主体はすべてアメリカの独占物であり、日本側が直接これに関与するかたちでの日米協力は、およそ考れられない。しかし、間接的なかたちであれば、これまで同様に日米協力体制の進展が指摘できないわけではない。まず、攻撃型原潜や大型空母の寄港をはじめ、従来どおりの在日米軍基地の提供が考えられ、そのほかにもたとえば 1975 年 5 月開局した長崎県対島のオメガ日本局の設置をあげるこ

とができる。オメガ全世界航法システムとは、潜航中のミサイル原潜が海面下15メートル程度で超長波のオメガ波を受信し、それで自己の位置測定の誤差を修正せんとするもので、これまでのロラン・システムにかわり、位置測定のいっそうの正確化をはかることによって、SLBMの戦略的性能の向上に資せんとするものであった³⁾。

さらに、視点を「戦略的防御」の分野（これは間接的に戦略核兵力の強化につながる）に転ずれば、戦略核抑止における日米協力はいっそう活発なものとなる。この点でもっとも注目すべき分野は、ソ連ミサイル潜水艦の活動を日本海に封じ込め、必要あればそれを撃滅しうる対潜水艦作戦（Anti-submarine Warfare, ASW）能力をつうじて、アメリカの損害限定能力の向上に寄与せんとするところに求められる。このASW能力は、一般に探知と対潜攻撃とに大きく分類され、多くの局面において日本自衛隊との協力が期待されてきた。前者の探知には、索敵用センサー、ソナー、探査衛星等による敵潜水艦の探知、追跡、判別機能が含まれ、後者の対潜攻撃には、対潜用航空機や水上艦艇、攻撃型潜水艦などからの魚雷、爆雷、機雷、ミサイル等による対潜攻撃力が該当する。

このASW能力における日米協力には、攻撃型潜水艦の寄港をはじめ、アメリカの対潜用艦艇や航空機の在日基地利用など便宜供与にかんする項目もあるが、より重要なことは、アメリカASW能力に対する日本自衛隊の直接的な協力と参画であろう。すなわち、ウラジオストック等を母港とするソ連太平洋艦隊の戦略ミサイル潜水艦を対島、津軽、宗谷海峡をへて太平洋やオホーツク海へ出動させないようにし、またたとえ外洋にてたとしても、それを探知し、必要あればこれを撃滅しうる能力に対する日本の協力である。この点では、今後ともこれまで以上に、アメリカの要請はつよまることが予想される。

もっとも、以上のASW能力における日米協力は、ただ戦略核抑止の分野にとどまらず、いうまでもなく非核通常兵力による海上（中）の戦闘遂行とも関連をもっている。すなわち、それは敵潜水艦に対して石油、食糧など必需物資の日本への海上輸送ルートの安全を確保し、また有事の際におけるアメリカ来援部隊の海上輸送の安全に寄与するためにも、およそ不可欠と考えられるからである。

注

- 1) 詳しくは拙書『核抑止戦略の歴史と理論』206－11頁。
- 2) ダド・シュルツ「 Carter の思春期 」『フォーリン・ポリシイ』1977年夏季号の全訳『世界週報』1977年8月16日号22－3頁。「1979年度軍事情勢報告」①『同誌』1978年3月28日号68頁。またH. ブラウン国防長官は、1979年12月13日アメリカ上院軍事委員会で、つぎのように証言した。「1980年代をつうじてわれわれは、都市と産業の大量破壊へとエスカレートするわれわれの能力によってではなく、さまざまな軍事・産業目標や政治支配の中枢を、より選択的に破壊するわれわれの能力の確実さによっても、ソ連の攻撃を抑止するに十分な戦力をもつつもりである。」（傍点筆者）『バランスの改善 — ブラウン国防長官の国防に関する証言』アメリカ政策シリーズ14・アメリカ大使館、5－6頁。
- 3) 劍持一己「核戦略体制のなかの対島局」『朝日ジャーナル』1975年6月20日号 22－4頁。

2. ニクソン・ドクトリン後における アメリカ一般目的戦力の動向

1970年2月のニクソン大統領初の『外交白書』は、「平和のための新戦略」を構成する三要素として、軍事力、「交渉する意思」とともに、パートナーシップを掲げ、その具体化のための基準として、とくにニクソン・ドクトリンの意義に注目した¹⁾。このドクトリンが最初に公表されたのは、1969年6月のグアム島でのニクソン大統領記者会見においてであったが、その趣旨はかなり早くから構想されていた。ジョンソン大統領当時から、すでに新しい地域主義的協力への強調がみられ、また大統領当選以前のニクソン論文（『フォーリン・アフェヤーズ』誌1967年10月号）も、実はその延長線上にあったと考えられるからである。

すなわち、この論文によると、アメリカにはベトナム戦争のような一方的介入は避けるべきだと反省が生れており、(1)自ら脅威に対処せんとする地域内諸国家の集団的努力、(2)アメリカの援助に対する地域内諸国家の集団的要請、という二条件が満たされたときにのみ、アメリカの介入は考慮に値すると述べられていた²⁾。ニクソン・ドクトリンは、こうした考え方の継承といってよく、前出1970年2月の『外交白書』によれば、その内容はつぎの三項目に要約される³⁾。

- (1) アメリカは、条約上の公約をすべて守る。
- (2) 他の核保有国が、同盟関係にある国家、またその存続がアメリカの安全にとって死活の重要性をもつ国家を脅かす場合、アメリカは楯（核による防衛手段）を提供する。
- (3) 核以外の方法による侵略の場合は、アメリカは要請をうけ、それを適當と考えれば、軍事・経済援助をおこなう。だが、アメリカは直接脅威をうけた国が、防衛のための兵力を提供することに第一義的責任を負うこと期待する。

要するに、ニクソン・ドクトリンの特徴は、ベトナム戦争の敗北と軍事介入政策への幻滅のなかで、アメリカが「世界の警察官」か「新しい孤立主義」⁴⁾か、という二つの極端な路線の間で慎重に中道コースを選びながら、現地国のいっそうの「自助」にたった同盟関係の再編を進め、それをつうじてアメリカのリーダーシップの放棄ではなく、新しい再編をめざした点に求められる。ニクソン政権が、ベトナムからの米軍撤退、ベ

トナム戦争における「ベトナム化」(Vietnamization)計画、ひいては一般目的戦力の削減方針をおし進めたのも、以上の基本路線とけっして無関係ではなかった。

一般目的戦力の削減は、前出ニクソン『外交白書』の表現によれば、これまでの $2\frac{1}{2}$ 戦争 ("two-and-one-half" war) の原則から $1\frac{1}{2}$ 戦争 ("one-and-one-half" war) の原則への転換というかたちをとった。すなわち、これまでヨーロッパとアジアにおける通常兵力による大衝突、それに一つの局地小紛争（アジアでは中国以外の国からの脅威、あるいは他地域における局地紛争）に対応できる兵力が考えられていたのに対し、ニクソン政権下では、アジアかヨーロッパか何れか一つの大衝突、それに一つの小紛争に対処しうる兵力の維持に止めんとする方針に変った。そこには、いうまでもなく中ソ対立の激化のため、アメリカが通常兵力による中ソ両国との二正面作戦に直面する可能性は、きわめて少ないとの判断が働いていた。

カーター政権下でも、のちにふれるヨーロッパ重視傾向のいっそうの高まりのほかは、以上の基本方針に変化はなかった⁵⁾。要するに、アメリカ一般目的戦力の削減について、

〈第1表〉アメリカの戦力水準の推移

項目	時期	ベトナム戦争前 (1964年6月)	戦争ピーク時 (1968年6月)	現在 (1973年6月)
艦 艇 (隻)				
攻撃空母		15	15	14
対潜水艦艇 (攻撃潜水艦を含む)		381	379	252
艦隊防空艦艇		53	75	73
上陸作戦用艦艇		134	148	65
合 計		583	617	404
攻撃・戦闘機(飛行隊)				
空軍	軍	90	103	71
海兵	軍	85	80	70
海兵	兵隊	28	27	25
合 計		203	210	166
地上部隊(師団)				
陸軍・空挺		$2\frac{1}{3}$	$2\frac{1}{3}$	1
航空機動	機	—	1	1
歩兵化		6	7	$2\frac{2}{3}$
機械化		4	4	$4\frac{1}{3}$
装甲		4	4	3
海兵隊・水陸両用		3	4	3
合 計		$19\frac{1}{3}$	$22\frac{1}{3}$	16*

(注) U.S. Foreign Policy for the 1970's, May 3, 1973, p. 188 (全訳『世界週報』1973年7月17日号 77頁)

* 表に示されていない装甲、航空騎兵、航空機動部隊編成の1個師団を含む。

<第2表>アメリカの地域別海外駐留兵力の推移

年度 地 域 别	1968	1976 末	1977 末	1978 末
ヨーロッパ地域	—	295,700	313,700	330,000
太平洋・極東地域	841,000	132,050	143,500	138,300
日本・沖縄	81,000	45,300	48,000	45,900
韓国	61,000	40,400	40,500	41,600
ベトナム	536,000	—	—	—
フィリピン	27,000	14,600	16,000	14,400
タイ	47,000	250	—	—
グアム	15,000	9,600	8,700	8,400
台湾	9,000	2,200	1,000	800
ミッドウェー	—	800	800	400
オーストラリア	—	—	700	700
その他の諸国	—	—	300	200
第七艦隊	65,000	18,200	27,500	25,900
ラテン・アメリカ地域	—	15,800	15,900	15,500
その他の地域	—	19,300	16,900	10,000

(注) U.S. News & World Report, June 20, 1977, p. 23; Ibid., Dec. 27/Jan. 3, 1977, p. 37; Ibid., Dec. 26/Jan. 2, 1978, p. 49; Ibid., Dec. 25/Jan. 1, 1979, p. 45 より作成。

まず地上兵力全般が縮小にむかったこと、ついで海外駐留兵力の削減は、とくにベトナムを含むアジア地域で顕著であったこと、が指摘される(<第1表><第2表>参照)。

この一般目的戦力削減をカバーする意味で、ニクソン・ドクトリンのいう同盟諸国や友好国による「自助」の意義が強調され、それはまず米軍撤退に見合う「ベトナム化」計画の進行というかたちをとる。しかし、ニクソン・ドクトリンがうちだした「新しいパートナーシップ」の形成は、ただ「ベトナム化」計画に止まらず、同盟諸国や友好国の「自助」と地域的協力を結合しながら、全世界的規模をもって推進されるにいたる。「核戦力における十分性」と並んで、レアード長官の「現実的抑止」戦略のいま一つの柱をなす「総合戦力」構想(“Total Force” Concept)がこれであり、それは1971年3月のレアード『国防報告』ではじめて盛り込まれ、翌年2月の『国防報告』でさらに具体的かつ詳細に展開されたものである。

この構想は、これまでのアメリカを「世界の警察官」とする思想を排し、同盟諸国や友好国に人的・物的資源の提供、自主的防衛努力の強化を求めるとしているので、そこではアメリカとその同盟諸国及び友好国も含めて、軍事力と関連資源に対する最大限の統合された利用が企図された。だから、「総合戦力」構想とは、ただ在来兵力だけでなく、戦略核及び戦術核をも含むもので⁶⁾、しかも想定される抑止手段とアメリカの関与する方

式は、当然直面する脅威のそれぞれの状況にしたがって多様となる。1971年3月のレポート『国防報告』にしたがって、その態様を大別すれば、およそつぎのように分類することができる⁷⁾。

- (1) 全面核戦争の抑止については、今後ともアメリカの戦略核兵力に大きく依存する。
- (2) 局地核戦争にはアメリカが主たる責任をもつが、同盟諸国の中には独自の核戦力で、その責任を分担することも考えられる。
- (3) 在来兵力による大規模な通常戦争の場合には、アメリカ及び同盟諸国で責任を分担する。
- (4) 局地紛争については、脅威をうけている国が防衛責任の大部分、とくに兵員提供の責任を負う。しかし、アメリカの権益や責務がかかっている場合には、アメリカは自衛責任を分担しようとする国家に対する軍事的及び経済的援助をおこなう用意がなくてはならない。その援助は、補給支援及び海・空軍戦闘支援を主体とし、また特別の場合には地上戦闘支援を含む場合もありうる。
- (5) 最後の締めくくりとして、アメリカが世界の事件にかかわり合うのは、単に同盟諸国へのわれわれの責任に起因するだけではなく、むしろわれわれ自身の国益に由来し、それによって形成される公式・非公式の責務に基づくことが強調される。

つぎに、「総合戦力」構想の具体的な計画作戦の基準としては、1972年2月のレポート『国防報告』によれば、つぎの四つのタイプが分類されている⁸⁾。

- (1) 連合戦力計画作成。これはアメリカの戦力と現地国戦力との統合を前提とし、同盟諸国と緊密に協議して戦力計画がたてられる。NATO、韓国、「ベトナム化」計画の第一段階の完了までのベトナムが、その例である。
- (2) 補完戦力計画作成。これは脅威をうけている特定の国家を防衛するのに役立つアメリカの一定の防衛義務を前提とするが、平時には前もって駐留する統合されたアメリカ地上兵力を含まない。この計画も、同盟諸国及び友好国と緊密に協議して作成される。たとえば、タイ、日本、「ベトナム化」計画の第二段階が完了するまでのベトナムの場合。
- (3) 補足戦力計画作成。これは、主として適当な安全保障援助の提供によって、現地国的能力を補うアメリカの役割に重点がある。この計画では、同盟諸国及び友好国の戦力を向上させるに必要な訓練、装備、補給の提供が重視される。たとえば、イ

ンドネシア、カンボジア、中東地域の一定諸国の場合。

(4) 一方的なアメリカの戦力計画作成。これは、アメリカの利益もしくは義務にかかる偶発事態に対応するための、アメリカ独自の計画作成である。すなわち、アメリカが他国の積極的な支援を期待しないような事態における、アメリカ軍独自の戦力計画にかんするものである。

これまで述べてきたところは、従来のアメリカの対外コミットメントをめぐる重要な変化ないし修正と密接なかかわりをもっている。すなわち、アメリカはこれまで予想紛争地域に地上兵力及び戦術核を前方配備し、それによって紛争発生の抑止をはかるとともに、抑止が破れて紛争が勃発した場合には、急速な軍事介入でそれを処理せんとする「前方展開戦略」(forward strategy)にたってきただ。しかし、ベトナム戦争の敗北と反省の結果、それを修正せんとする傾向が顕著となる。ニクソン・ドクトリン以後の戦略動向も、まさにこうしたすう勢に沿うものであった。

具体的な動きとしては、「前方展開戦略」の適用をうける「前進防衛」(forward defense)地域が制限・整理され、多くの地域防衛は、現地国兵力がその周辺及びアメリカ本土から派遣されたアメリカ軍によって支援される方式、いわゆる「遠隔駐留」(「有事救援」)方式に切り換えられた。たとえば、1975年5月の記者会見において、シュレジンジャー国防長官は、①アメリカの「前進防衛」地域は、西ヨーロッパと韓国、そして間接的に日本とすべきだ、②オーストラリア、ニュージーランドに対する条約上の防衛義務はあるが、同地域への挑戦は考えられない、③タイの防衛に道義的義務はある、④台湾は条約上の関係が継続する限り防衛する、と述べた。⁹⁾ 1976年1月のD.H. ラムズフェルド国防長官『国防報告』でも基本的に同様で、そこでは一般目的兵力の主要戦域として、やはり西ヨーロッパと北東アジアがあげられている。また東南アジアは、今後の大國関係に大きなインパクトをもたない地域だとされ、その防衛については周辺基地、とくにフィリピンの米軍基地（クラークフィールド空軍基地、シビック海軍基地など）の役割に関心がむけられていた。¹⁰⁾

「前進防衛」地域は、西ヨーロッパと北東アジアとされながら、カーター政権になると、西ヨーロッパ重視がさらにつよまり、ある意味での「ヨーロッパ第一主義」の復活傾向が指摘できる。このことは、前出<第2表>からも明らかのように、アメリカ海外駐留兵力のアジアからの撤退が顕著である反面、西ヨーロッパの米軍兵力はむしろ逆に増

強され、1960年代初期以来で最高の水準にあったこと、またアメリカがNATO同盟国の戦力近代化援助のため、国防追加支出をおこなった事実によっても裏づけられる¹¹⁾。

この「ヨーロッパ第一主義」復活の背景をなす事情について、さらに二つほどの論点を提示すれば、下記のとおりである。まず、その一つは、アジアにおけるアメリカの地位の安定性である。すなわち、中ソ対立や米中接近、日米同盟の堅持などのために、ベトナムでの悲劇的な敗北にもかかわらず、最近の東アジアでのアメリカの立場は安泰で、第二次大戦後のいかなる時代よりも強力だとされたからである¹²⁾。

ついで、いま一つは、東アジアのこうした状況と対照的な、西ヨーロッパ情勢の深刻さである。1977年7月頃、アメリカのマスコミにスッパ抜かれて話題になった大統領政策検討メモ第10号（Presidential Review Memorandum 10, PRM 10）をみても、米ソ間戦略核パリティのため、西欧におけるアメリカ核抑止力の信頼性は低下し、だからといって現在のままのNATO戦力では、ワルシャワ条約機構軍の通常型攻撃に対して中部ヨーロッパを防衛できない、したがって西ドイツの三分の一を放棄して、戦線こう着をめざす以外に方法はないとされていたからである¹³⁾。H. ブラウン国防長官もしばしば、カーター政権にとって歐州こそ、ソ連通常兵力による脅威の最大の地域であり、この地域の安定確保こそ最優先の課題でなくてはならず、われわれの関心が欧州に集中されてきたのも理由のないわけではないと述べた¹⁴⁾。

以上の「ヨーロッパ第一主義」のほかに、1973年10月の第四次中東戦争の勃発を契機として、アメリカのアジア離ればいっそう進み、北東アジアにかわる中近東地域への重視が注目される。イラン革命からアメリカ大使館人質事件、さらにソ連軍のアフガニスタン侵攻以後は、とくにそうであった。ソ連の脅威に対抗する拠点として、東地中海＝ペルシャ湾＝インド洋の戦略的意義が、ますます高まりを見せたからである。要するに、12隻の全空母総数のうちの6隻を含むアメリカ海軍の約半分の兵力が、太平洋地域に維持るべき理由は失なわれ、そのインド洋その他への急派（「スイング戦略」）が重視されるにいたったということである¹⁵⁾。

「前方展開戦略」が修正され、海外駐留兵力の削減が進んだからといって、それはアメリカがアジアから全面的に撤退したことを意味しない。なるほど地上兵力の撤退は進展したにしても、それだけ逆に海・空軍力への依存度はつよまったからである¹⁶⁾。そしてこうした動きの背景には、ある地域に地上兵力が展開されたままでは、その地域に紛争

が勃発した際、アメリカは自動的な軍事介入をよぎなくされる、ベトナム戦争の帰結からいっても、これには警戒的でなくてはならないといった配慮が働いていた。地上兵力は戦術的レベルではいかに柔軟性をもっていようとも、戦略的にひとたびコミットすれば、まったく非柔軟的である。海・空軍はしばしば予定のコースを変更し、後腐れのないかたちでの転進が可能であるのに、地上兵力ではそうはゆかない。この意味では、地上兵力の使用は、ある論者の比喩によれば、政治上ないし兵站上の理由で撤退しようとする場合、後方の安全な橋をあらかじめ燃してかかるのに似ているのではないか。¹⁷⁾

一方で、海・空軍力を重視することは、いざ軍事介入という場合に介入スピードを高め、また思い切った攻撃力の集中を可能にすることを意味する。そのためには、紛争地域に対しアメリカ本国や周辺基地からする兵力投入、とくに空輸や海上緊急輸送で大兵力を迅速に送り込む方式が重視され、より具体的にはC-141 スターリフター、それを改良した超大型輸送機C-5 A ギャラクシー、弾薬、戦車など重火器類を常時積載した高速装備補給船(FDL)等の配備が急がれる。1974年3月のシェレジンジャー長官の『国防報告』では、第四次中東戦争でアメリカ軍の即時対応能力に不備のあることが痛感され、弾薬蓄積量の増大、艦船及び装備の整備時間の短縮、空輸能力の向上(C-5 Aの性能上の欠陥及びそれへの対策など)その他にかんする予算的裏付けの必要が指摘された。¹⁸⁾

海・空軍による迅速な兵力投入方式の典型的な一例として、1975年5月カンボジア革命政府がアメリカのコンテナ船マヤグエス号をスパイ船として拿捕した事件に対し、フォード政権はためらわず優勢な機動兵力を一気に投入し(真っ先に出動したのは沖縄駐留の米第3海兵師団)，強引にその奪還作戦に踏み切った事例をあげることができる。一般化していえば、これは海・空軍や海兵隊の機動的な打撃力に依存し、圧倒的で敏速な軍事介入で紛争初期に敵を制圧することをめざし、目的を達成すれば直ちに撤退し、介入したまま長期間そこに釘付けされることを避けんとする方針にほかならない。シェレジンジャー長官も、『U.S.ニュース&ワールド・レポート』誌(1975年5月26日号)の特別インタビュー記事のなかで、マヤグエス号事件に対するアメリカの軍事行動の意義を大きく評価しながら、一般方針としてつぎのように述べた。すなわち、中東戦争が再発し、アラブ産油国が再び石油禁輸に訴えれば、軍事的な対抗手段を考えざるをえない。また朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が韓国を攻撃すれば、ベトナム戦争以上の

きびしい対応策をとり、小出しの軍事介入という泥沼にはまり込むよりも、敵の心臓部をたたき、その戦力の全面破壊をめざすことを選ぶことになろう¹⁹⁾。

その具体的方法のなかに、核兵器使用の可能性が含まれていることは明らかで、それを裏付ける事実には事欠かない。このことは、ベトナム戦争の敗北の結果、これまでの通常兵力依存の局地紛争対策の限界が露呈されたこととも無関係ではない。ニクソン政権にいたり、報復手段を敵の侵略の程度に比例して限定せんとする方針が再びきびしく批判され、必要があれば思い切った報復行動にでるべきであり、これこそ真の「柔軟反応」と称すべきだとされたからである²⁰⁾。また1975年6月頃には、フォード大統領やシュレジンジャー長官をはじめアメリカ政府主脳が、韓国に戦術核兵器を配備している事実を認め、しかももしも韓国が攻撃されれば、戦術核あるいは戦略核を最初に使用する可能性について、否認も確認もしなかったことが話題となつた。

シュレジンジャー長官は、新しい「柔軟反応」プランとして、核兵器の先制「第一撃」(first strike)とは区別されるものであるにしろ、その「第一使用」(first use)の可能性はこれを認めた。「第一撃」とは、敵に対する先制奇襲攻撃を意味し、それはすでにはじまっている通常戦争のエスカレートとして、最初に核兵器が使用される「第一使用」とは厳に区別されるべきだとされるが、後者の場合でも戦術核の限定使用にとどまらず、ソ連本国の軍事目標に対する限定的な核攻撃をも含んでいる点において、「第一撃」と根本的に区別されるものではない²¹⁾。この「第一使用」を可能にするためにも、シュレジンジャー長官のもとで対兵力能力の整備や「目標変更の原則」がいわれ、この新しい「柔軟反応」戦略の定着こそ、大統領のもつ政策的選択の幅を拡大する鍵をなすものとして正当化されたのである。

しかし、カーター政権にいたり、ニクソン＝フォード流の「柔軟反応」戦略への批判、その限定核戦争方針への疑念がつよまり、通常戦争や局地紛争対策における非核在来兵力への依存ないし期待が再び高まつたことは事実である。これはケネディ政権以来の民主党の政策的伝統にもよるが、より根本的にはソ連戦略核兵力の質的強化が進み、米ソ間戦略パリティがさらに明白なものとなるなかで、アメリカ核戦力に対する信頼性の低下がおよそ避け難いものとなつたことに起因する。さらにまた、これまでと同様、米ソ間の核対決、西ヨーロッパに対するソ連地上兵力の大々的な侵攻の危険もさることながら、それ以外にも他の地域、たとえばアフリカや中近東地域におけるソ連の脅威、そこ

での紛争に対処するためには、非核通常兵力の役割にますます期待をよせざるをえなくなったという問題もある。とくにペルシャ湾岸石油地帯における情勢の変化は重要で、そこでのソ連の成功的な軍事行動の結果は、恐らくアメリカ本国にとどまらず、NATO諸国にとってもきわめて危険であり、西側陣営の団結を確実に弱めることになると予想されるからである。²²⁾

だからといって、カーター政権下において、通常型兵力による対応のための準備が万全とは到底思えない。まず、イラン革命からアメリカ大使館人質事件、さらには人質奪回作戦の失敗は、ただ単なる非核通常兵力行使のもつ限界性を露呈した。またアメリカの大規模な軍事力行使に対するソ連の反応、ソ連の軍事介入による全面戦争危機を回避するためにも、通常兵力による反応だけでは必ずしも十分でないことは明らかであろう。ついで、例えは西ヨーロッパにおける大規模通常戦争についても、カーター政権はこれまでの核兵器依存的思考から基本的に脱却していられないし、また将来脱却できるとも思われない。なお、以上のことに関連して、中性子爆弾（超ミニ水爆）の生産指令にもみられるように、技術的改良による核兵器の通常兵器化という問題にも、ここで十分注意を喚起しておく必要があるだろう。

注

- 1) U.S. Foreign Policy for the 1970's: A New Strategy for Peace, Feb. 18, 1970, pp. 3-13. (全訳『1970年代のアメリカ外交政策』アメリカ大使館, 3-12頁)。
- 2) Nixon, "Asia After Vietnam", Foreign Affairs, Oct. 1967, pp. 112-4.
- 3) U.S. Foreign Policy for the 1970's, Feb. 18, 1970, pp. 55-6. 『前掲訳書』47頁)。
- 4) 「新しい孤立主義」の論者によれば、アメリカは日本や韓国の防衛公約を放棄し、つまり北東アジアから兵力を引き揚げて、日本が自己防衛のために完全に責任を負うようすべきだ、またそれによってアメリカは大規模な紛争にまきこまれることなく、自国の安全をもっともよく守れることになるのだと論ずる。E. Ravenal, "The Nixon Doctrine and Our Asia Commitments", Foreign Affairs, Jan. 1971, pp. 201-7; R.W. Tucker, A New Isolationism: Threat or Promise?, 1972, pp. 72-6.
- 5) U.S. Foreign Policy for the 1970's, Feb. 18, 1970, pp. 128-9. (『前掲訳書』112頁); U.S. Foreign Policy for the 1970's: Shaping a Durable Peace, May 3, 1973, pp. 186-7. (全訳『世界週報』1973年7月17日号, 76頁), 「1980年度米軍事情勢報告」①『世界週報』1979年3月13日号, 77頁。
- 6) 阪中友久「ベトナム後の米極東戦略 — 周辺戦略の新展開」『世界』1973年6月号, 42-5頁によれば、「現実的抑止」戦略のなかで核戦力については「核戦力における十分性」の戦略、通常兵力については「総合戦力」構想と区別して叙述されているが、こうした区別は適切でない。
- 7) 『M. R. レアード国防長官ステートメント — 1972~76会計年度国防計画及び1972年度国防予算』(1971年3月9日)防衛庁防衛局調査課訳, 14頁。

- 8) 『M. R. レアード国防長官の上院軍事委員会における1973会計年度国防予算及び1973～77会計年度国防計画に関するステートメント』(1972年2月15日), 『海外国防資料』昭和47年5月22日号第1号, 64-5頁。
- 9) この記者会見の抜きと解説は, 『世界週報』1975年5月20日号, 23-5頁。
- 10) Rumsfeld, Annual Defense Department Report, Jan. 27, 1976, pp. 14-7. (全訳『海外国防資料』昭和51年6月第1号 53-9頁), Rumsfeld, Annual Defense Department Report, Jan. 17, 1977, pp. 40-1. (全訳『海外国防資料』昭和52年7月第1号, 103-5頁)。東南アジアは, アメリカにとって経済的にも, 戰略的にも大した重要性をもたない。R.N. Clough, East Asia and U.S. Security, 1975, pp. 37-8, 43.
- 11) "Retreat from Asia—Again It's a 'Europe First' Strategy for U.S.", U.S. News & World Report, June 20, 1977, pp. 22-4. 財団法人平和・安全保障研究所『アジア・太平洋地域の安全保障情勢』(昭和54年5月) 40-1頁。
- 12) R. ホルブルック東アジア・太平洋担当国務次官補とのインタビュー記事“U.S. Stance in Asia: Strongest since World War II”, U.S. News & World Report, Dec. 25/Jan. 1, 1979, p. 46. また同次官補の1979年3月1日アメリカ上院における証言でも, アジアにおけるアメリカの立場は, いぜんとしてきわめて有利なものだとし, その将来における維持のための施策を論じている。ホルブルック「米国・東アジア・太平洋」アメリカ大使館・アメリカ政策シリーズ4, 5-6頁。Rumsfeld, Annual Defense Department Report, Jan. 17, 1977, pp. 37-8. (『前掲訳書』100-1頁)。
- 13) 篠原宏「米国の新軍事戦略PRM10を探る」『朝日ジャーナル』1977年11月18日号, 82-4頁。『朝日新聞』(総合9版, 以下同じ)昭和52年8月6日付記事。
- 14) "Shaking up the Pentagon", U.S. News & World Report, July 17, 1978, pp. 33-4. 1978年2月ロサンゼルス世界問題協議会でのブラウン長官の演説, 全訳『世界週報』1978年3月14日号, 66頁。
- 15) 小山内宏「アメリカの新世界戦略と在日米軍基地」『軍事研究』1977年5月号, 36-7, 42-3頁。小山内『世界の軍事情勢 — 大戦の危機と平和戦略』31-41頁。S.E. Johnson, The Military Equilibrium in Northeast Asia, 1979, pp. 85-6.
- 16) 坂中「前掲論文」46頁。
- 17) Colonel Z. Bradford, "American Ground Power After Vietnam", Military Review, April 1972, p. 4.
- 18) J.R. Schlesinger, Annual Defense Department Report, March 4, 1974, pp. 17-8. (全訳『海外国防資料』昭和49年7月第3号, 20-1頁)。
- 19) "Now—A Tougher U.S.", U.S. News & World Report, May 26, 1975, pp. 25-7.
- 20) E. Ravenal, Foreign Affairs, Jan. 1971, pp. 208-9; Ravenal (ed.), Peace with China?, 1971, pp. 232-5.
- 21) 『朝日新聞』昭和50年6月22日, 6月27日, 7月10日付記事。“If You're Confused about First Strike,” U.S. News & World Report, July 21, 1975, p. 28.
- 22) "Again, U.S. is Gearing up for Brush-Fire Wars", U.S. News & World Report, Feb. 27, 1978, pp. 24-5.

3. アメリカのアジア戦略と在韓米軍 撤退問題

これまでアメリカのアジア戦略全般の動向について考察し、要約すれば①アメリカ世界戦略における「前進防衛」地域の整理、北東アジア地域の比重の相対的低下、②アメリカ地上兵力の撤退傾向と現地兵力への関心の高まり、③海・空軍の機動的打撃力に対する依存度の増大、などを明らかにした。こうした文脈のなかで、さらに北東アジア地域において注目されるべき問題は、カーター政権下において再び表面化した在韓米地上軍の撤退問題であって、以下まずこの点を取り上げることにしたい。日本自衛力の強化、日米防衛協力の推進については、最近イランやアフガニスタン情勢との連関がもっぱら重視されるが、本来それはつねに朝鮮半島及び韓国情勢との関連で論ぜられてきた問題であった。

ニクソン・ドクトリン以後、アメリカ海外駐留地上兵力の撤収は、アジア全域にわたって進行してきた。在日米軍についても例外ではなかったし、また韓国については、今回の撤退計画以前にも、1971年2月のニクソン『外交白書』が、1971会計年度までに在韓米軍2万人の削減（具体的には米第7歩兵師団の撤退）を明らかにし、その通り実施されてきた。¹⁾

しかし、その後もさらなる撤収を示唆するアメリカ政府主導の言動には事欠かず、1976年末カーター政権が発足するや、大統領選挙戦中の公約に基づき、残る4万3,000名の在韓米軍のうち、第2歩兵師団（3個旅団、1砲兵連隊）をはじめ、第38防空砲兵旅団を加えた戦闘部隊約3万2,000名の撤退が発表された。第314航空師団、第19支援コマンド（兵器の整備や物資・弾薬の補給などが任務）等は残留するとはいうものの、撤退兵力の中心が地上兵力にあったこと、撤退兵力がかなり大規模であったことが、内外の注目を集めることになった。

第一次在韓米軍撤退の際と同様²⁾、このたびの撤退計画についても、韓国内にはつよい慎重論の高まりがあった。またただ韓国内にとどまらず、アメリカ国内の軍部や親韓勢力³⁾、日本の韓国に近い保守政治家や学者・評論家⁴⁾などにおいても、同様の動きがみられた。これら批判意見の内容は多岐にわたるが、あえて要約すれば下記のとおりである。

(1) 南北朝鮮間の軍事バランスが、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）側に有利なこ

とでもあり、アメリカ地上兵力の撤退は、その対韓防衛コミットメントの信頼性を低下させ、最悪の場合には再び共和国（北朝鮮）の侵攻、「新たな朝鮮戦争」を誘発させる危険がある。

- (2) 韓国の安全は日本の安全にとっても緊要であるところから，在韓米軍の撤退は、日本防衛に対するアメリカの公約の低下を意味し、ひいては日本の日米安保体制からの離脱、日本の非武装中立か武装中立化、とくに後者の場合には、日本独自の核武装は必至である。
- (3) 朴大統領が韓国独自の核開発を示唆したのは、1975年6月のことであるが、在韓米軍撤退問題は、この核開発意図をさらに刺激する⁵⁾。韓国が核武装すれば、それは日本独自の核武装を確実に助長し、北東アジアの情勢は一挙に不安定化するだろう。
- (4) たとえ在韓米軍の撤退がやむをえないにしても、朝鮮半島における軍事バランスが共和国（北朝鮮）側に有利と予想されるとすれば、その安定化に寄与しうる何らかの補完措置ぬきで、在韓米軍の撤退を進めることは危険である。望ましいのは、「撤退と補完との並行」ではなく、「まず補完の後に撤退」でなければならない。「補完」措置としては、アメリカ対韓軍事援助（1971～5年間に約15億ドル）による韓国軍の近代化もさることながら、そのほかにもクロス承認論、四大国保障による朝鮮半島の安定化のための外交措置などがあげられる。そうした点で、共産側から何らの譲歩をかちとることなく、在韓米軍という貴重な切札ないし取引材料を放棄するのは、まったく馬鹿げている⁶⁾。

以上の論拠にたつはげしい批判のため、カーター政権の初期の方針は、次第に修正と後退をよぎなくされ、1978年に入ると第2歩兵師団の先発第一陣3,400名の撤退は認められるが、残りは79年一杯韓国に止まることになり、カーター大統領訪韓後の1979年7月には、「在韓米軍の撤退を81年まで凍結する」方針が決定された。しかし、かように修正ないしジグザグ・コースは避けえなかったにもせよ、在韓米軍撤退は、今後ともアメリカ北東アジア戦略の基本方針でありつづけるであろう⁷⁾。そうだとすれば、米軍撤退にかかるアメリカの基本的ねらいが、ここで改めて問われなければならないが、それについては当然ながら種々の論点を設定することができる。以下、その主要なものについて検討することにしよう。

(A) 軍事的観点からみた問題点について

軍事的観点からすれば、米軍撤退問題は、朝鮮戦争が再発したとき、アメリカがそれに自動的に巻き込まれることは避けたい、という意図と密接に結びついている。ソウル市北方の、南北非武装地帯から約30キロにその本隊が展開中という第2歩兵師団の配置からして、38度線に再び戦争が勃発すれば、アメリカの自動的な戦争介入は必至である。とくに第2歩兵師団の一大隊が、板門店の国連委員の安全をまもるために、500メートルの展開正面をもって休戦ライン沿いに、非武装地帯の板門店にいたる道路をまたいで展開しているとすれば、なおさらであろう。それだけに、第2歩兵師団の展開は、アメリカ軍が自動的に戦争に巻き込まれる「仕掛け線」としての役割をもち、アメリカの韓国防衛公約の信頼性を高める効果をもっているとみることができる。しかし、ベトナム戦争における敗北の教訓から、また韓国の非民主的独裁体制に対する警戒から、朝鮮における紛争への自動的な介入こそ、アメリカが今後できれば避けんとする路線であり、この意味では在韓米軍の撤退は、いわば地雷などの爆発物から、その「仕掛け線」の除去を意図したものということができるだろう。⁸⁾

同時に、この在韓米軍の撤退問題は、当然ながら朝鮮半島における南北軍事バランスの評価（＜第3表＞はその一例）との関連において論ぜられてきた。そしてアメリカ政府筋では、米軍撤退を正当化するためにも、しばしば長期的にみた総合戦力で韓国側が優位にあり、またたとえ軍事バランスはほぼ均衡にあるにしても、アメリカ海・空軍の支援があれば、韓国は独力で防衛可能の段階にあることが指摘されてきた。⁹⁾民間学者の見解でも、軍事バランスの韓国優位を認めるものは米軍撤退に同調的であり¹⁰⁾、一方逆に共和国（北朝鮮）の優位をみるものは、米軍駐留の必要を支持する傾向がつよかつた。¹¹⁾また優位か否かは大して問題ではなく、重要な点は韓国が大幅に優位にあるかどうかであり、北朝鮮体制は本来侵略的であるがゆえに、韓国が全面的優位にあると判断できない限り、在韓米軍駐留もやむなしとの見解にたつものさえみられたのである。¹²⁾

しかし、PRM 10が明らかにした事実からすれば、在韓米軍の撤退問題を判断する際に、南北朝鮮間の軍事バランスは、大して意味をもたないようにも考えられる。すなわち、PRM 10によれば、戦争勃発に際してアメリカ海・空軍による介入が直ちになされても、共和国（北朝鮮）軍の寄襲攻撃によるソウル占領は阻止しえないとされる¹³⁾したがって、たとえ南北朝鮮間の軍事バランスがどうであれ、米歩兵第2師団の配備が現在

<第3表> 朝鮮半島における軍事力

国別 項目		朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮)	韓国	在韓米軍
総兵力		約 51 万人	約 64.2 万人	約 40,700 人
兵力		約 44 万人	約 56 万人	約 31,300 人
陸軍	歩兵師団	20	歩兵師団	19
	自動車化歩兵師団	3	機械化師団	1
	戦車師団	2	機甲旅団	2
	歩兵旅団	4	特殊旅団	5
	偵察旅団	3	防空旅団	2
	軽歩兵旅団	8	戦車大隊	7
	高射砲旅団	3	砲兵大隊	30
	独立戦車連隊	5	S S M 大隊	1
			S A M 旅団	2
艦艇		約 440 隻 約 58,000 トン	約 110 隻 約 80,000 トン	支援部隊のみ 約 250 人
海軍	護衛艦	3	駆逐艦級	10
	潜水艦	15	駆逐艦	9
	W 級	4	護衛艦	1
	R 級	11	ミサイル哨戒艇	8
	ミサイル哨戒艇	18		—
	オサ級	8		—
	コマ級	10		—
	強襲揚陸艇	70		—
	海兵	—	1 個師団 約 20,000 人	支援部隊のみ 約 1,300 人
空軍		約 660 機	約 280 機	約 70 機
空軍	戦闘機			
	軽爆撃機		戦闘爆撃機	
	I L - 28	85 機	F - 4 D / E	37 機
	戦闘機		F - 86	
	S U - 7	20 機	F - 5 A - E } 209 機	
	M I G - 15 / 17	320 機	偵察機	
	M I G - 19	110 機	R F - 5 A	10 機
	M I G - 21	120 機	対潜機	
			S - 2 F	20 機
準軍隊		保安隊・人民警備隊 4 万人 労農赤衛隊 100 ~ 200 万人	郷土予備軍 100 万人	—
参考	人口	1,717 万人	3,594 万人	—
	兵役	陸軍 5 年 海軍 5 年 空軍 3 ~ 4 年	陸軍・海兵隊 2.5 年 海・空軍 3 年	—

(注) 『防衛白書』昭和 54 年度版 224 頁。資料は、ミリタリー・バランス(1978~79)等による。

のままで、38度線沿いにアメリカ地上兵力の展開があれば、戦争再発時におけるアメリカ軍の自動的介入は、およそ不可避といわざるをえないからである。

在韓米地上兵力の撤収は、すでに述べたように軍事介入をめぐるアメリカの自由裁量権の拡大につながり、それだけにアメリカの対韓防衛コミットメントの信頼性は低下す

ることになる。もっとも、アメリカ海・空軍による対韓支援体制は不動であり、またいざという場合韓国周辺（日本）の米軍基地、ハワイ及びアメリカ本国からの「急派」部隊（“swing” forces）の派遣も予定されており、このような「周辺戦略」ないしアメリカの遠隔的な機動的抑止力の存在からすれば、アメリカの防衛公約の信頼性低下は避けられるともいわれる¹⁴⁾。事実、1976年8月の板門店事件の際には、沖縄の嘉手納空軍基地からF4戦闘爆撃機1個中隊が韓国に出動し、アメリカ本国からはF111可変翼戦闘爆撃機1個中隊が発進し、戦略空軍のKC-135給油機と空軍輸送司令部の支援をうけて韓国に投入された。またこのほかに、空母ミッドウェーとその機動部隊も増派され、朝鮮海峡の所定の海域に到着した¹⁵⁾。

ところで、かような海・空軍による防衛公約の意義は、もちろん重要である。しかし、アメリカの世論調査機関がおこなった「米国民対韓認識調査」（1978年）によれば、「韓国が北朝鮮に攻撃されたとき、アメリカは防衛に赴くべきか」の設問に対し、賛成=32%にとどまり、わからない=16%，反対=52%にも及んだ¹⁶⁾ことからすれば、地上兵力の展開による自動的介入の場合に比べて、単なる海・空軍の防衛公約から実際的な軍事介入にいたる可能性は、かなり弱いといわなければならない。このようにみてくると，在韓米軍の撤退は、軍事バランス上の配慮に基づく純軍事的な問題というよりも、アメリカの対韓防衛公約など政治的要因にかかる問題であって、この観点からみる限り、それがアメリカの防衛公約の後退を意味する事実は否定すべくもあるまい¹⁷⁾。

<第4表> 韓国におけるアメリカの核兵器

項目 軍部別	運搬手段の種類	運搬手段の総数	一運搬手段当たり 核弾頭搭載数 (推定)	総数(推定)	一核弾頭当たり 最大爆発力
アメリカ空軍	(戦闘爆撃機) F-4	48	4	192	10 Kt
アメリカ陸軍	(原子砲) M-110 (203mm) M-109 (155mm)	28 76	2 2	56 152	1 Kt 1 Kt
	(SAM) ナイキ・ハリキューズ (SSM) オネスト・ジョン サーチャント 原子地雷	144 4 2 25~50	1 20 6 1	144 80 12 25~50	5 Kt 100 Kt 100 Kt 50 Kt

(注) S.H. Leader, op. cit., p. 52. ヒロシマ型爆弾が14キロトンであれば、キロトン総量はその816~944倍である。

軍事問題であるとともに、アメリカの政治意図とも密接な関連をもつので、韓国における戦術的核兵器について、つぎに簡単にふれておく。その現状は〈第4表〉のとおりであるが、アメリカ政府筋からの韓国内における核兵器の存在、その使用可能性をめぐる発言にもかかわらず、関係者や論者の間で、その撤去を主張する意見はかなり一般的であった。その理由としては、ワルシャワ条約軍の戦術核兵器と対峙しているNATOの場合とは違い、共和国（北朝鮮）には戦術核兵器はなく、しかも韓国が在来兵力で防衛可能であるにもかかわらず、核兵器の存在をひけらかせば、共和国（北朝鮮）の核開発あるいはソ連による核持ち込みを助長し、朝鮮半島の緊張をかえって激化させることにもなりかねないからである。¹⁸⁾

この意味では、共産側との話し合いにより、朝鮮半島を核非武装地帯にすることも考慮されてよいとの意見すら散見される¹⁹⁾。テロや共和国（北朝鮮）軍によって核兵器が奪われても、それが有効に使用される危険は考えられないし、また米地上軍の撤退から核兵器の撤去は、韓国による核開発努力を刺激するとして近い将来における核撤去には批判的な論者でも、長期的にはその撤去にあながち反対ではない。こうした判断の背景には、たとえ韓国から核兵器が撤去されたとしても、いざという場合には空母艦載機その他の方法で、外部から容易に持ち込みうるという判断の働いていたことも忘れられてはなるまい。²⁰⁾

（B）政治（外交）的観点からする在韓米軍撤退問題

これまで米軍撤退問題について、そのねらいが軍事的には、朝鮮戦争再発に際してアメリカ軍の自動的介入の回避にあることを指摘した。しかし、撤退問題は、ただ純粹に軍事問題としてのみ理解さるべきではなかろう。すでにみたように、これは政治的にはアメリカの防衛公約の後退と受け止められたが、それにとどまらずさらにこの問題が、広い政治（外交）的文脈のなかで理解される必要のあることはもちろんである。

アメリカがただ自動的な軍事介入を避け、介入をめぐる自由裁量の余地をもちたいというのであれば、必ずしもアメリカ地上兵力の韓国からの全面撤退を必要としないであろう。すなわち、米歩兵第2師団を最前線から後方に下げ、戦争勃発の際に直ちに戦闘に巻き込まれないようにすることによって、以上の目的の大部分は達成されるだろうからである。実際にそうした主張も数多く存在し、たとえば米歩兵第2師団を朝鮮休戦ラ

イン附近から撤退させ、韓国全域のアメリカ予備軍の一部、あるいは太平洋軍司令部配下の機動予備軍に再編すべしとの勧告など、その一例であろう²¹⁾にもかかわらず、韓国からの全面撤退が提起されてきたとすれば、以上とは別に、その理由が明らかにされなければならないことになる。

そこで、在韓米軍の撤退とアメリカの新しい北東アジア戦略、とくに対朝鮮外交路線との関連が、ここで改めて注目される必要がある。すなわち、中ソ両国と独自の関係をもってきた朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が、これまでも在韓米軍撤退や朝鮮休戦後の平時状態化（国連軍の解散）などについて、アメリカとの直接交渉を望んできたことでもあり、今回の米地上軍の韓国撤退は、まさにアメリカからする対共和国（北朝鮮）接近の一つのシグナルと考えられてよいのではないか。アメリカ側にとっても、朝鮮半島の平和維持と安定化のためには、軍事バランス上の問題にとどまらず、政治的諸条件の整備が必要と考えられた。そうだとすれば、撤退問題は共和国（北朝鮮）から何らかの反応を引きだすための戦略であり、朝鮮半島における緊張緩和、現状変更のための「触媒」作用をねらったものとみられなくもない。同じような解釈は、韓国と関係の深い各国において、かなり広範にみられたことに注目したい²²⁾。以上のこととは、米中接近（ニクソン訪中）や第一次在韓米軍撤退の際、すでに部分的に指摘されてきたが、それが今回の在韓米軍の撤退問題の再燃に当り、改めて表面化されたとみることもできる。

韓国の国内事情との関連でいえば、今回の米軍撤退は、米中接近以来顕在化した南北交渉が、その後停滞をみせてきたという事情とも無関係ではない。1971年夏の「離散家族さがし」のための南北赤十字会談につづき、翌年7月4日南北調整委員会で、統一促進のための有名な共同声明（7・4共同声明）がだされ、南北間対話は大幅な盛り上りをみせたが、それ以後事態は一頓挫をきたし、ただ国内における朴独裁体制の強化のみがめだつようになる。1972年10月、朴大統領は「勝共統一」を唱えて戒厳令を施し、「維新体制」や「韓国民主主義」の名のもとに、国内弾圧体制の整備をはかった。1975年4月の南ベトナム崩壊になると、学生の政治活動を禁止し、政府や「維新憲法」への中傷や誹謗を禁止する幅広い緊急措置（大統領緊急措置9号）を発した。在韓米軍の撤退にしても、こうした措置に対するアメリカの批判、是正のための圧力手段の一つとみることもできなくはない。

だいたい朴大統領によるクーデター以来、早くからアメリカには、その独裁体制に対

するきびしい批判があり、1973年2月発表された米上院外交委員会（J. W. フルブライト委員長）の「韓国とフィリピンに関する特別報告」でも、朴政治体制は李承晩時代以来の最悪の独裁と指摘されている²³⁾。1972年10月の「維新体制」を契機として、アメリカは公式的に韓国との政治関係断絶を表明したわけではないが、実質的には朴政権との関係を一応断っており、朴大統領は田中首相の訪米に当って、同首相をつうじ間接的にアメリカへの取りなしを頼んだといわれる²⁴⁾。世論的にも、たとえばJ. コーエン教授（ハーバード大学）は、ワシントンにおける講演のなかで、朴政権の政策を改めさせるために、アメリカ政府は対韓軍事援助を削減ないし打ち切ること、その弾圧政治に対し公然と批判すべきことを強調した。さらにそれに加えて、同教授は日韓両国政界の癒着をも指摘し、「田中元首相、佐藤元首相、岸元首相らが、日韓関係を利用して産をなした」との趣旨を述べて、物議をかもした²⁵⁾。

カーター政権になると、その「人権外交」の重視、またアメリカ連邦議員に対する朴政権の買収工作の暴露などもあって、アメリカ政府の対韓姿勢はさらにきびしさを増し、それがアメリカの共和国（北朝鮮）への直接的な接触意図を生みだし、その一環として在韓米軍のさらなる撤退が提起されるにいたったことは明らかである。もっとも、それはアメリカによる対共和国（北朝鮮）関係の全面的な打開を意味せず、ただ「北朝鮮は南侵の意図をもっており、それに軍事的にいかに対処するか」といった頑迷な発想に、一定の修正が加えられたにとどまる。なるほど共和国（北朝鮮）に対する軍事的封じ込めは放棄されたが、実はこの放棄をつうじて、共和国に対しアメリカの土俵内への積極的な「引っぱり込み」が策されていることは明らかである。この点で、同じくコーエン教授が述べたつきのような見解は、きわめて興味深い。すなわち、アメリカの政策の全般的な調整のためには、共和国（北朝鮮）と接触することが望ましい、在韓米地上軍撤退の意味は、アメリカが韓国に永久に止まるつもりでないことを共和国側に示し、共和国が何か有益なことをやるように誘うことにある。しかも、アメリカは共和国と接触をもとうとすることで、同時に韓国に大きな圧力をかけることにもなるのだ²⁶⁾。

以上のこととは、E. ライシャワーの比喩を借りれば、カーター政権が「柔道スタイルでアジア問題に取り組む」(to approach Asian problems in Judo style)という方針を採用してきたことを裏づけている。「柔道スタイル」とは、太平洋地域諸国といちいち殴り合うのではなく、同地域の有力な諸勢力がアメリカの利益にかなうように動くような態勢をつ

くりだすことを意味するのである²⁷⁾。韓国の朴大統領暗殺後の新情勢に対応して、共和国（北朝鮮）側が1980年1月、新たな南北対話の開始を提案してきたとき、アメリカ（中国も同調）もこの動きをバック・アップする方針を明らかにしたこと、やはり同じ文脈のなかで理解すべきであろう。

韓国内でも、アメリカの北東アジア戦略における対共和国（北朝鮮）政策の転換、つまり共和国敵視政策の修正、米朝関係改善の動きが注目をひき、朴大統領暗殺以前にはとくに、朝鮮半島における冷戦構造の急激な変化を阻止せんとする努力が顕著であった。ところで、こうしたアメリカの政策転換を裏づける証拠として、韓国内ではつぎの三点に注意がむけられていたという。

- (1) 『フォーリン・アフェヤーズ』誌（1977年1月号）のJ. P. デーヴィス論文。この論文では、200年にも及ぶアメリカと東アジアとの外交接触からえた教訓として、「アメリカの力の限界性、友邦と敵国の地位転倒の可能性」があげられる。また同論文は、共産主義国間の対立に注目し、ある共産主義国を封じ込めるためには、むしろ民族主義的な共産主義国に依存する方が得策だとも主張する。
- (2) 在韓米地上軍の撤退など、アメリカによる共和国（北朝鮮）への接近姿勢を示す動きがみられること。
- (3) 米中国交正常化により、中国が「準同盟国」としてアメリカ北東アジア戦略の一翼を担うにいたった事情に関連をして、中国のこのような事態に共和国が不安感をもたないためにも、アメリカはその共和国敵視政策を修正しなければならない事情の生じていること。²⁸⁾

アメリカの北東アジア戦略転換について以下に再説すれば、およそつぎのように図式化することも可能であろう。すなわち、これまでの北東アジア戦略は、中ソ両国を敵視し、両国を軍事的に封じ込めるための日米韓三角同盟を軸として展開されてきた。しかし、カーター政権が発足するや、米中国交正常化も加わって、日米中三国協同体制の形成となり、アメリカの政策動向は中ソ共産主義との対決から、対ソ対決へと大きく転換した。それだけ、アメリカの北東アジア戦略において、日韓米三角同盟はかつての比重をもちえなくなったということである²⁹⁾。以上のようなアメリカの対朝鮮半島政策は、朴大統領の暗殺やその後の政治的激動にもかかわらず、基本的に何らの変化もなく、むしろそれに拍車がかかっているとさえいえるのではないか。

かようにアメリカの対共和国（北朝鮮）政策に変化がみられるようになったとはいいうものの、そこには朝鮮半島の現状維持ないし固定化という太い一本の線が貫いており、かくしてできれば共和国をも、対ソ対決路線の一環に組み込まんとする配慮が働いていることも忘れられてはならない。たとえば、アメリカは共和国への接近姿勢を示す一方で、韓国の意向もあって共和国との直接交渉は望まず、また下記の諸点についても、ニクソン＝キッシンジャー以来、その基本方針に変化はなかったからである。

- (1) 現行の朝鮮休戦協定にかわる「いっそう永続的な取り決め」を検討するために、
アメリカは南北朝鮮、中国を含めた四者会談を開く用意のあること。³⁰⁾
- (2) 共和国（北朝鮮）と韓国との間の真剣な話し合いの再開を促すべきこと。
- (3) もし共和国の同盟国が、国交回復など韓国との関係改善の用意があるならば、そ
の時に限って共和国に対しても、同じような措置をとる用意のあること（クロス
承認論）。³¹⁾
- (4) 南北両朝鮮の最終的な再統一と国連加盟の可能性を前提としながら、当面は南北
両朝鮮の同時国連加盟を押し進めること。³²⁾

要するに、これらは「二つの朝鮮」論にたつ朝鮮半島の現状固定路線にほかならないが、以下も同様である。例えば、このほかにも南北朝鮮間で、① 武力行使の放棄（不可侵条約の締結）、② 朝鮮半島における核非武装地帯の設定、について合意し、これらの合意ないし協定を日、米、中、ソの四大国が共同ないし個別的に支持・尊重する誓約をおこなう、そのなかには在韓米軍の撤退にかんする言明をも含む、といった提案もなされたが³³⁾、これとて結局は「二つの朝鮮」論の变型にすぎない。

ところで、この「二つの朝鮮」論に対する南北両朝鮮の態度はどうか。韓国の朴政権では、最初これを認めない方針が堅持されてきたが、アメリカ側のつよい意向もあり、やがて「一民族、一国家、二政府」というかたちで、これを黙認する態度に転換して今日にいたっている³⁴⁾。しかし、共和国（北朝鮮）側は、あくまで南北両朝鮮間の直接交渉方式及び米朝間の直接交渉方式を堅持するとともに、内容的には一切の「二つの朝鮮」論が拒否され、朝鮮民族の統一をすべてに優先させる方針が堅持してきた。朝鮮民族は、あくまで一つの国号（高麗連邦共和国）で国連加盟をなすべきであり、南北両朝鮮の国連同時加盟や「クロス承認論」は、朝鮮半島の南北分断を恒久化するものとして非難されてきた。³⁵⁾

その当否はともあれ、ここで関連的に指摘しておきたい点は、「二つの朝鮮」論を正当化せんとする場合、安易に「二つのドイツ」論をもちだすべきではないということである。なぜなら、ドイツと違って朝鮮は、侵略されたことはあっても、他国を侵略した歴史的経験はなく、したがって周辺諸民族が、その統一を恐れなければならぬ理由は何らないと思われるからである。³⁶⁾

(C) アメリカの北東アジア戦略における韓国と日本

アメリカは、アジア大陸から後退にむかい、前進防衛ラインとして日本、沖縄、台湾、フィリッピン、さらにはシンガポールなどを連ねた戦略島嶼線を重視しつつあり³⁷⁾、こうしたなかで在韓米軍の撤退は、アメリカの北東アジア戦略における韓国の地位の相対的低下を意味するものであった。またこのことは、南ベトナムでの敗北経験も加わり、反共親米でありさえすれば、たとえ独裁政権でも支持すべきだと主張は、アメリカ世論でもはや受け入れられなくなったことを裏がきした。

以上を日本問題に引きつけていえば、アメリカの北東アジア戦略において、日本の地位が相対的にますます高まってきたということであろう。ある論者によれば、日本こそ北東アジアにおいてその安全や福祉がアメリカの致命的利害につながる国家であり、韓国はこの日本の防衛のためには必要だが、アメリカの安全保障にとって直接的ではない、したがってアメリカは日本以外のあらゆる国家から手を引き、アジアの小国家の運命には無関心であるべきだという。³⁸⁾確かに朝鮮戦争当時には、韓国防衛こそアメリカの最優先課題であり、在日米軍基地はそれに奉仕するといった関係にあったが、その後その関係は逆転した。

さらに、E. ライシャワーなど、アメリカのアジア問題専門家の間では、「日本の生命線」としての韓国の地位、「韓国の安全は日本の安全にとって緊要」であるという関係すら、疑義がもたれていることも忘れられてはならない。すなわち、かれらの間では、北東アジアの安全保障のためなら、共産主義によるにしろ統一された朝鮮の方が、むしろ望ましいとする見解すらだされているからである。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)についても、「民族主義的共産主義者」というよりも「共産主義的民族主義」(Communist nationalist)と呼ぶのがふさわしいとされ、統一された民族主義的共産朝鮮の方が、中ソ両国からの独自性の保持において、今日の共和国よりさらに確固としており、その

際には共産陣営はいま一つの分裂要因を抱えこむことになるとさえ主張される。³⁹⁾ 日本の安全保障との関連でも、統一された共産主義朝鮮で朝鮮半島が安定すれば支障はないといわれ、また日本の防衛のためには、在韓米地上軍よりも朝鮮（対島）海峡における防衛線の方が、戦略的により堅固であるとの見解まで展開されてきた⁴⁰⁾。

もっとも、以上の議論は、中ソ両国に対する統一朝鮮の独自性の確保、とくに統一朝鮮が対ソ包囲網の一環を形成するとの前提のもとで、はじめて成立しうる。その前提がない限り、統一された共産朝鮮が、何らの新しい対応を必要としないということでは毛頭ない。その政治・経済的にはね返りは相当なものであろうし、軍事的にもその反響は皆無ではありえない。

日本の陸上自衛隊でいえば、朝鮮半島が共産化すれば、それは伝統的に北方脅威中心の対応態勢をとってきた自衛隊に、同時に西方脅威にも対処することを迫ることになる。しかし、日本の細長く山岳地帯の多い地形からいって、北及び西からの脅威の双方に隨時対応を切り換える融通性をもった防衛力の整備は困難であり、そうだとすれば北方と西方との脅威に備えうる戦力を別々に維持する、いわゆる二正面作戦への転換をよぎなくされるであろう。

また海上自衛隊でも、現在は宗谷、津軽、対島の三海峡で主にASW作戦に重点をおき、少ない兵力でかなりの効果を上げているが、韓国が共産側に失なわれることになれば、朝鮮（対島）海峡におけるASW能力の効果はいちじるしく減殺される。ソ連の外洋における潜水艦作戦は容易となり、それはアメリカのみならず、日本にもマイナスをもたらすことになろうからである。⁴¹⁾

注

- 1) U.S. Foreign Policy for the 1970's: Building for Peace, Feb. 25, 1971, p. 91. (久住忠男編『米国のアジア・太平洋政策資料集』外務省アメリカ局安全保障課, 8—5頁)。在日米軍の撤退、基地再編について詳しくは、高瀬昭治『ニクソン・ドクトリンと日本の防衛政策』朝日新聞社調査室14頁以下。
- 2) Pyong-choon Hahn, "Korea and the Emerging Asian Power Balance", Foreign Affairs, Jan. 1972, pp. 339—50 は、在韓米軍の漸次的撤退は、アメリカの防衛公約の低下を助長し、不意の「兵力引き離し」はそれを危険に落し入れることになるという。
- 3) 1975年5月P. ハビフ国防次官など、カーター大統領特使の訪韓、在韓米軍撤退をめぐる第1回米韓公式会談のまえ、撤退方針をきびしく批判したJ. シングローブ在韓国連軍参謀議長は、本国に召還され、

解任された。

- 4) 1976年5月衆参議員120名の連名で，在韓米軍撤退に反対する文書を米上下両院に送付，それに『ワシントン・ポスト』紙編集者宛の書簡を添付，その書簡全文は『朝日ジャーナル』1977年2月18日号，15—7頁。また日本の学者・評論家100名は，1977年7月17日付『N.Y.タイムズ』紙に，「アジアの安全保障は，アメリカのリーダーシップを求めていた」という趣旨で，在韓米軍撤退の再考を求める意見広告をだした。
- 5) A. Suhrke & C.E. Morrison, "Carter and Korea: The Difficulties of Disengagement", *The World Today*, Oct. 1977, p. 372.
- 6) R.B. フォスター & J.E. ドーナンとのインタビュー記事「日本の防衛の増大は考えられない」『世界週報』1978年3月28日号，14—5頁。J. サールとのインタビュー記事「韓国のジレンマ」『朝日ジャーナル』1977年6月17日号，8—9頁。F. Gibney, "The Ripple Effect in Korea", *Foreign Affairs*, Oct. 1977, p. 174.
- 7) ジョンソンの提案も，1977年夏のカーター政権による撤退計画と似ている。S.E. Johnson, *The Military Equation in Northeast Asia*, 1979, pp. 78—9。ただし，かれは韓国からすべての戦術核兵器を撤去することには賛成ではない。
- 8) S.H. Leader, "Korea and U.S. Strategy for Northeast Asia", in D.T. Johnson & B.R. Schneider (eds.), *Current Issues in U.S. Defense Policy*, 1976, pp. 46—7。阪中「米戦略の新展開」『世界』1975年8月号，90—1頁。
- 9) H. Brown, *Department of Defense Annual Report*, Feb. 2, 1978, p. 8. (抄訳『世界週報』1978年2月21日号，59頁)。「米大統領の1977年韓国報告」『世界週報』1978年1月10日号，64—6, 69頁。
- 10) Leader, op. cit., pp. 48—50; Y.H. Kang, "U.S.—Korean Security Relations: A Korean Perspective", in Y.C. Kim & A.M. Halperin (eds.), *The Future of Korean Peninsula*, 1977, pp. 174—6. R.N. Clough, *East Asia and U.S. Security*, 1975, pp. 160—1も，南北朝鮮の何れが軍事的に優位にあるか判断は困難だが，韓国空軍の質的改善の結果，韓国は現在アメリカ空軍及び補給面での支援があれば，領土をまもりうる状況にあると述べる。
- 11) 村瀬「南北朝鮮の軍事対立」『世界』1977年9月号，114, 117, 119頁。
- 12) Suhrke & Morrison, op. cit., p. 369.
- 13) 篠原「前掲論文」，84—5頁。栗栖弘臣『私の防衛論』，55—7頁。
- 14) M. Abramowitz, "Moving the Glacier: The Two Korea and the Powers", *Adelphi Paper*, No. 80, pp. 9, 11.
- 15) G.S. ブラウン議長「1978年度軍事情勢報告」④『世界週報』1977年5月3日号，80頁。アメリカ軍の防衛警戒態勢は5段階に分けられ，在日米軍は平常もっとも低い5(フェイド・アウト)におかれ，在韓米軍は1段階高い4(ダブル・チーク)におかれている。板門店事件のときには，これが何れも3(ラウンド・ハウス)に引き上げられた。藤井治夫『戦争計画—自衛隊戦え』，229—30頁。
- 16) 『朝日新聞』(総合9版，以下同じ)1978年10月19日付記事。
- 17) 在韓米軍の撤退問題は，古いペンタゴンの文句を使えば，軍事能力上の問題というよりも，政治意図(*political intention*)あるいは国家意思(*national will*)の問題である。F. Gibnet, "The Ripple Effect in Korea", *Foreign Affairs*, Oct. 1977, pp. 163—4.
- 18) Leader, op. cit., p. 51.
- 19) ブルッキングス研究所編「アメリカ・中国・軍備制限」⑪『世界週報』1976年3月23日号，66—7頁。
- 20) R.N. Clough, *Deterrence and Defense in Korea: The Role of U.S. Forces*, 1976, pp. 52—3, 55—7. L. カートライト「日本は核武装するか」『世界週報』1977年8月23日号，18—20頁。「カーター政権の青写真—ブルッキングス研究所の報告から」『朝日ジャーナル』1977年1月21日号，103頁。ブ

ル ルッキングス研究所編「前掲論文」③『世界週報』1976年1月27日号, 72頁。

- 21) Clough, op. cit., pp. 57-8. 「米下院戻出委員会報告書」『世界週報』1974年10月8日号, 43頁。
- 22) たとえば「討論・朝鮮政策転換の方向」『世界』1977年9月号, 85-6頁の自民党・木村俊夫氏の発言。
- 23) 報告書全訳『世界週報』1973年3月13日号, 20頁以下。野崎克二「アメリカの対韓政策と朴政権——上院外交委報告をみる」『世界』1973年5月号, 119-26頁。
- 24) 菊池育三「米国の“二つの顔”——金大中事件の対応をみる」『世界』1973年10月号, 135-7頁。
金淳一「韓国の対日観を語る——金大中氏事件を通して」『世界』1973年12月号, 109頁。
- 25) ハリス世論調査の結果参照。Leader, op. cit., pp. 55-6. 「コーエン教授発言の波紋」『世界』1974年12月号, 219-23頁。
- 26) 石川昌「米国の中朝鮮認識と朝鮮政策——朴政権への姿勢をめぐって」『世界』1977年9月号, 110-1頁。コーエン教授とのインタビュー記事「アジア戦略なきカーター外交」『朝日ジャーナル』1977年12月23/30日号, 19-20頁。
- 27) M. Pillsbury, "A Japanese Card?", Foreign Policy, Winter 1978/79, p. 20. (全訳「日米中の安保協力を」『世界週報』1979年1月26日号, 20-1頁)。
- 28) Davies, "America and East Asia", Foreign Affairs, Jan. 1977, pp. 392-3, 394. 中川信夫「米中正常化後の日韓関係」『朝日ジャーナル』1979年5月11日号, 34-5頁。
- 29) 「前掲中川論文」, 35-6頁。
- 30) 1976年7月のキッシンジャー演説の全訳『世界週報』1976年8月17日号, 26-7頁。カーター大統領訪韓後の米韓共同声明(1979年7月1日)も、朝鮮半島の緊張緩和のために、南北朝鮮とアメリカとの三者会談を開くよう提案しているが、これも一つの変型である。しかし、共和国(北朝鮮)側は、われわれと韓国との間で解決すべき問題と、われわれとアメリカとの間で解決すべき問題は別だとして拒否した。
- 31) Clough, East Asia and U.S. Security, p. 178.
- 32) Rumsfeld, Annual Defense Department Report, Jan. 17, 1977, p. 40. (全訳『前掲訳書』, 103頁)。
- 33) ブルッキングス研究所編「アメリカ・中国・軍備制限」⑥『世界週報』1976年2月17日号, 65-8頁。
「同論文」⑩『同誌』1976年3月16日号, 64-8頁。「同論文」⑪『同誌』1976年3月23日号, 52-3頁。「同論文」⑫『同誌』1976年3月30日号, 46-7頁。これは四大国の保障の下での朝鮮半島における一種の中立化構想といい直すことができる。Y.H. Kang, op. cit., p. 177.
- 34) 中川信夫「“二つの朝鮮”政策と日本」『世界』1973年9月号, 128-9, 130-1頁。
- 35) 金日成「会見記・朝鮮の平和と統一」『世界』1976年6月号, 127, 134-5頁。小幡操「朝鮮の統一と日本外交の再出発」『同誌』1973年9月号, 123-4頁。緑川亨「金日成会見記」『同誌』1973年11月号, 82-4頁。
- 36) S.S. Harrison, "One Korea?", Foreign Policy, Winter 1974/75, p. 57. (全訳「一つの朝鮮」『世界週報』1974年新年特大号, 119頁)。
- 37) 小山内『前掲書』, 46-8頁。
- 38) A.M. Halperin, "U.S. Options in Korea", in Kim & Halperin (eds.), op. cit., p. 189.
- 39) Harrison, op. cit., p. 38 (「前掲訳文」, 108頁)。ライシャワーの見解は Y.H. Kang, op. cit., p. 169. S.S. Harrison, "Letters on Korea", Foreign Policy, Spring 1975, p. 181 もライシャワーと同じ見解。
- 40) E.O. Reischauer, "Back to Normalcy", Foreign Policy, Fall 1975, p. 207. 松浦正章「在韓米軍の長期維持は困難」『世界週報』1975年6月3日号, 19頁。日本の一部にも、朝鮮半島が共産主義の支配下に入った場合、政治経済上のはね返りはあるが、軍事的には何の意味もない、とする意見がある。

- 「海原治氏対談」『朝日ジャーナル』1975年9月12日号、93頁。
- 41) 森永和彦「揺らぐアジアの戦略的均衡」『世界週報』1977年7月12日号、26頁。

4. 日米防衛協力をめぐる諸問題

これまでアメリカの非核通常兵力の戦略、とくにその北東アジア戦略との関連で、在韓米軍撤退の戦略的意味について検討した。ついで本節では、北東アジア地域で韓国とならんで、アメリカの世界政策にとって重要な構成要素をなす日本との関係、とくに日本の自衛力強化と日米防衛協力の推進について考察する。この問題は、イラン革命からアメリカ大使館人質事件、ソ連のアフガニスタン侵攻などで、最近とくに大きくクローズアップされてきたが、それは何も今にはじまった問題ではない。以下、これまでの経緯をふまえながら、この問題について考察を進めることにしたい。まず第一に、日本の自衛力強化をめぐり、アメリカ国内の状況変化についての指摘からはじめるこことにする。

(A) 日本の自衛力強化と日米関係

戦後一貫して日本は、日米安保体制のもとでアメリカの「核のカサ」に依存し、もっぱら経済強化に専心してきた。しかし、この方針は旧安保条約以来、つねにアメリカによって「ただ乗り」と批判され、日本独占の復活や日米経済矛盾の激化とともに、その批判も次第に激しさを増した。ニクソン・ドクトリン以後、さらにその批判に拍車がかかったことはもちろんである。

日本側も、こうした批判をまったく無視してきたわけではなく、それは数次にわたる防衛力整備5カ年計画の実施からも明らかである。また1970年代初めの日米沖縄返還交渉では、改めて日本の「自主防衛」が強調された。すなわち、従来「日米安保」が主で「自主防衛」（自衛隊）は従、とされてきたものが、「自主防衛」が主で「日米安保」はその足らない部分を補完する、といった考え方になった。従来の立場を第4項にもりこんでいた「国防の基本方針」（1957年5月国防会議決定）についても、当時の中曾根防衛庁長官によってその改定が提議された¹¹⁾。

しかし、まもなくこの「自主防衛」も掛け声だけに終ったし、日本自衛力の強化には明らかに限界が設けられ、防衛支出もだいたいGNPの1%以下の水準に抑えられてきた。それに関する日本側の事情としては、政治的には日本国憲法第9条による制約、経済的には重い財政負担の回避という現実的利益が考えられるが、さらにつぎの点も留意されなければならない。すなわち、日本が自衛力強化の道をひたすらに猛進し、帝国主

義的復活の過程をたどれば、日本がよい関係を保ちたいと願っているアジア諸民族国家はもちろん、アメリカさえも刺激し、それらの反発を招くのではないかとの危惧である。

同じような配慮は、日本国内にとどまらず、アメリカの政府や世論にも見受けられる。とくに日本の軍国主義化の重要な指標として、その独自の核武装をめぐる危険が指摘され、しかも日本のごとき経済大国が何時までも「軍事的ピグミー」でありうるはずがない、日本独自の核武装はいわば不可避だとの観測が支配的であった²⁾。日米安保条約にしても、日中ないし米中間の国交正常化後は、それにはソ連封じ込めの一環としての役割のほかに、日本の急激な軍国主義化、とくに日本独自の核武装の阻止を保証する意義が付与されるようになった³⁾。

これまで述べてきたことを、アメリカの国内の事情とのかかわりで再説すれば、およそつぎのような点も考慮されてよいであろう。すなわち、1970年代初期までは、吉田茂元首相以来の日本保守勢力主流の立場に同調的な、「真珠湾」の記憶が脳裏から去らない世代の知日派政治家や学者たちが、アメリカの政策作成レベルに強い影響を發揮してきたということである。

1971年11月下院外交委員会対外経済小委員会での証言で、ライシャワーはつぎのような趣旨の発言をおこなった。日本が軍事力を増強して独自の防衛能力をもち、明確な独自の外交政策をもつことになれば、重大な問題を引き起す。それよりはるかに望ましい解決は、日本自体は大規模な軍事力をもたないけれども、日本人に軍事的安全保障の観念を植えつけ、同時に外交政策においても自立的であるという意識を植えつけることである。また1974年4月R.インガソル東アジア・太平洋担当国務次官補（元駐日米大使）も、上院外交委員会アジア・太平洋小委員会で、つぎのように証言した。すなわち、日本が核武装をはじめとして軍国主義にもどると判断された場合、緊張はアジア全域に高まり、事態は重大化しよう。日本の経済大国で軍事小国という不均衡は、日米安保条約によって可能となっているが、これでアメリカの利益は十分かなえられているのだ、と。アメリカ有識者のなかには、日本の基本動向について、不定期の将来にわたる最初の非軍事的な超大国のための新しい歴史的実験だとして、これを積極的に評価し、称揚するものさえ見受けられたのである⁴⁾。

しかし、フォード政権からカーター政権時代になると、アメリカ政府、議会、世論において、日本の防衛問題をめぐる姿勢にかなりの変化がめだつようになる。これには、

アメリカ経済力の相対的低下と日本の経済大国化、日米間の経済矛盾の激化、ソ連の戦力強化にともなうソ連脅威論の台頭とアメリカの国防力増強努力などが関係をもち、イラン危機やソ連のアフガニスタン軍事介入が、さらにこれに拍車をかけた。加えて、すでにふれたアメリカ国内事情との関連でいえば、つぎの点にも留意する必要があろう。すなわち、かつての「真珠湾」世代の知日派、つまり日本をあまり追いつめ過ぎると、日本は再び軍国主義に走りかねない、との基本認識に左右されがちの知日派が第一線から後退し、それにかわり対日政策をめぐる立案や世論形成において、第二次大戦の経験をもたない若い世代の出現がみられるようになったことである。連邦議会との連関でみれば、以上のことは最近の選挙において、新人議員のいちじるしい進出（1978年の中間選挙では、もっとも多い上院20名、下院77名の新人候補が当選した）がみられたこととも無関係ではない。これら若い世代にとっては、これまでいわれてきた日本の特殊事情が通用するはずはない。日本は何よりも世界第三位の経済大国であり、西欧諸国とならんでアメリカの主要同盟国であるのに、その日本が防衛支出増に難色を示し、のみならず日米安保をめぐるアメリカ政府当局者の発言にいちいち神経をとがらせる様子は、かれらにとって批判と不満の対象以外何ものでもなかったからである⁵⁾。

1978年11月日米議会第一回東京シンポジウムの外交軍事分科会では、アメリカ側から日本の防衛努力をつよく求める意見がだされた⁶⁾し、翌年に入るとアメリカ政府・議会の間で、日本の自衛力を質的に強化すべしとの意見がさらに支配的となる。1月には上院軍事委員会の委員で、若手タカ派のホープS. ナン議員（ジョージア州選出民主党）を長とする調査団の一一行が来日、3月それが議会に提出した報告書「日米安全保障－東アジアの安全と安定」は、中東、ペルシャ湾岸でアメリカの軍事負担が拡大した結果、それだけ自衛力の質的強化を中心に、日本の軍事分担を増大する必要のあることを強調した⁷⁾。

アメリカ有識者の間では、たとえば、P. ピルズベリが、日本は防衛支出の上限GNP 1%の問題をはじめ、従来の控え目な態度を改めんとする動きをみせているが、アメリカとしてはこうした新しい動きを歓迎すべきであり、日本が防衛に伝統的な政治経済上の自制を課してきたことを支持するのが常であった従来の態度は放棄さるべきだと主張した⁸⁾。アメリカ政府首脳の間でも、1980年に入ると中近東情勢などで緊迫する国際情勢、西側諸国の進めんとする防衛努力をふまえ、日本の防衛費を「着実かつ顕著に」（stead-

ily and significantly) 増額すること、具体的には防衛予算をGNPの1%ないしそれ以上に引き上げること、あるいは昭和54年7月防衛庁決定の「中期業務見積り計画」(昭和55~59年度の5カ年間に、主要兵器にふりむけられる正面経費2兆7,000~8,000億円の支出を見込む)の早期達成(1年くり上げ)を公然と求める動きがつよまった⁹⁾。いっそう極端な論者では、防衛協力における日米負担の平等化、たとえばGNPに対する防衛費比率の日米間の平等化、アメリカの5%にならって日本も、その防衛支出をGNPの5~6%にすべきだとする主張さえおこなわれた¹⁰⁾。

(B) ソ連の脅威論と日米防衛協力の現実

これまで述べてきたところから、日本の自衛力強化と防衛支出増をめぐるアメリカの強い要請自体は理解できるとして、つぎに問題になるのは、その要請のさらに具体的な内容である。種々の文書や発言などから整理・要約すれば、およそつぎの四点が問題になる。

- (1) 日本の自衛力強化といっても、けっして無制限の強化ではない。独自の核武装を含む本格的な再軍備、すなわち文字どおりの「自主防衛」には反対で、その限りでは日本に対するこれまでの警戒心は完全になくなってはいない。日本自衛力の強化要請の影にかくれて、当面この警戒心が前面にでていないにすぎない。(補注)
- (2) 要請の力点が、日本自衛力の量的増大ではなく、質的強化におかれていったこと。日本の自衛力強化(防衛支出の増加)は、アメリカの兵器産業にとってもプラスにならなくてはならず、そのためには日本自衛力の質的強化こそ要望される。
- (3) 日本自衛力のなかでは、当然ながらとくに海上・航空自衛隊の増強が重視されべきこと。
- (4) 日米防衛協力体制の推進に、大きな関心が払われていること。

日本自衛力の強化について、さらに具体的な項目を列挙すれば、およそつぎのようになろう。① 海上自衛隊では、とくに対潜戦作戦(A SW)能力、有事の際にソ連潜水艦を日本海に封じ込めるための機雷敷設能力の向上。② 航空自衛隊では、とくに有効な防空態勢の整備。③ 指揮・通信系の整備。④ 軍事訓練の大幅強化。⑤ 後方支援活動としては、まず補給・兵站体制の充実、ついで弾薬備蓄の増加。

最近アメリカ側がつよく要望し、そのための具体化の動きの顕著なものとして、日米

防衛協力の問題がある。それがめざすところは、日米間における軍事力の「相互補完」(complementality)あるいは「相互連関」(compatibility)の推進にある。1977年1月のラムズフェルド長官をはじめ歴代の国防長官の『国防報告』では、対日安全保障政策を実施する場合の配慮として、日米間の軍事力及び軍事原則の「相互連関」と「相互補完」の促進が強調されており、その他多くの論者も同じ趣旨を展開している¹¹⁾。このことが、ニクソン政権当時打ちだされた「総合戦力」構想の、日米関係における展開ないし具体化であることはいうまでもない。

日米防衛協力の具体的な指針づくりは、1975年8月当時の三木首相の訪米、三木・フォード会談の際、両国主脳が「日米安保条約の円滑で効果的な運用のため、日米両国はいっそう密接な協議をおこなう」との合意をおこなったことにはじまる。これをうけて同じ8月末、訪韓の帰途来日したシュレジンジャー国防長官と当時の坂田道太防衛庁長官との会談（それは同時に、かねて懸案の日米防衛関係閣僚の第1回定期会議でもあった）で、日米安保条約第4条に基づく隨時協議のための日米安保協議委員会の下部機構として、日米防衛協力小委員会を設置することが決定された（正式の発足は、1976年7月に開催された第16回日米安保協議委員会の席上）。

この小委員会は、「作戦」「情報」「後方支援」の三部会からなり、外務省、防衛庁内局、在日米大使館の「背広組」もこれに参画したが、話し合いの鍵を握ったのはいうまでもなく「制服組」であった¹²⁾。協議の内容は、平時及び緊急時における自衛隊とアメリカ軍との間の整合のとれた共同作戦計画、作戦実施要領などの研究・討議であって、その成果は1978年11月「日米防衛協力のための指針」としてまとめられ、発表された（その骨子は＜第5表＞参照）。

＜第5表＞ 有事に対する日・米役割分担表

	<自衛隊>	<米軍>
I 侵略防止態勢	適切規模の自衛力	前方に核抑止力保持の即応部隊、その他の来援兵力
	△共同作戦計画、共同演習、共同訓練	
	△作戦実施要領の研究	
II 武力攻撃への共同対処		
① 武力攻撃の恐れがある場合	△効果的作戦準備で協力するための共通の基準作成	
	△情報、部隊行動準備、移動、後方支援について警戒態勢から戦闘準備まで区分	

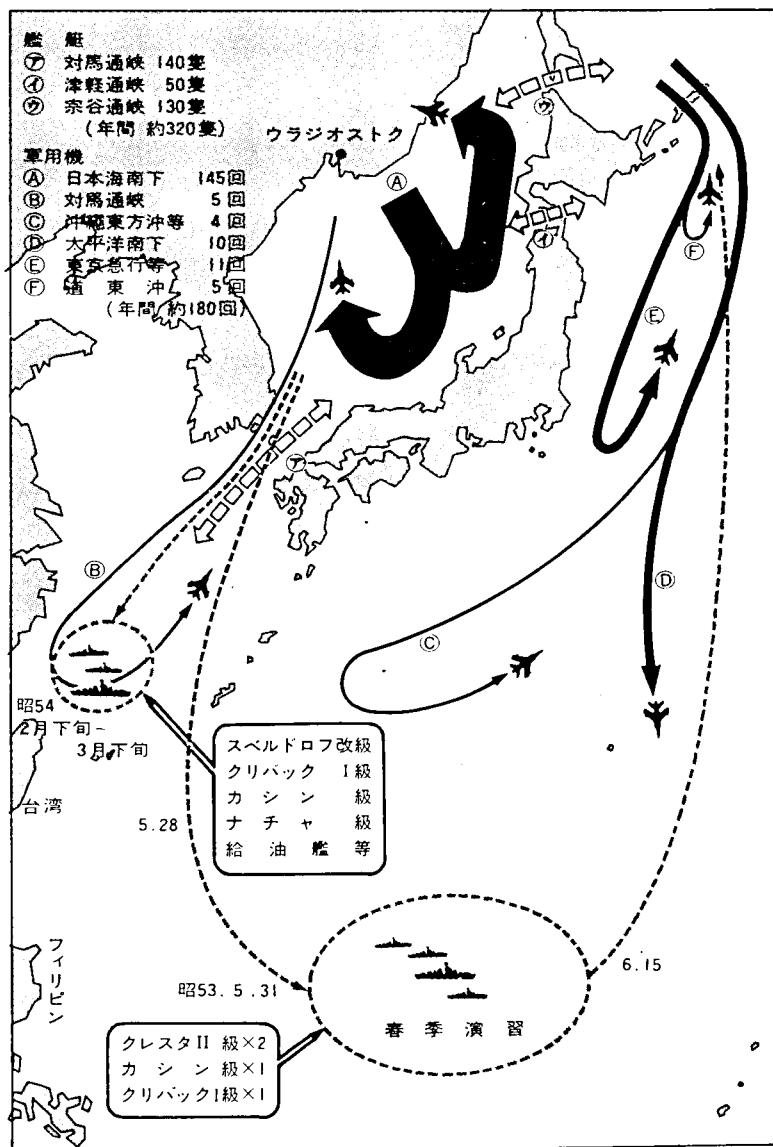
② 武力攻撃の場合	限定的・小規模侵略を独力排除 共同作戦は調整	自衛隊による排除が困難な場合に自衛隊に協力
◇作戦構想	日本領域、周辺海域の防勢	自衛隊の支援と補完
△陸	阻止、持久、反撃	反撃作戦中心
△海	周辺防衛の海上作戦、海上交通保護	自衛隊支援と機動打撃力で侵攻兵力
△空	港湾、海峡防備、対潜作戦、船舶保護 日本の防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、偵察、輸送	擊退 自衛隊支援と航空打撃力で侵攻兵力
◇指揮	それぞれの指揮系統で。ただし、効果的な共同作戦のため、事前の作戦上の手続きの調整。	擊退 自衛隊支援と航空打撃力で侵攻兵力
◇情報活動	それぞれの情報組織で。ただし、日米双方の緊密な協力を前提。	
◇後方支援活動	日米両国の緊密な協力で実施	
△輸送	米国から日本への輸送を協力して実施	
△整備	米軍装備の支援、整備要員の技術指導、サルベージ、回収	日本で整備できない米国製品
△基地	有事の際、米軍に対し必要な新たな施設区域の提供、日米両国による共同使用も	
III 日本以外の極東での紛争対処		
	△隨時協議	
	△米軍への便宜供与の相互研究	

(注) 『朝日新聞』1978年11月26日付記事を若干修正して作成。

日本の自衛力強化や日米防衛協力にかんするアメリカ側の要請、これに対応する日本の動きの背景として、近年やかましく論ぜられるようになった、とくにイラン危機、ソ連のアフガニスタン侵攻後さらに拍車がかかった、いわゆるソ連の脅威について、つぎに考察しておきたい。とくに注目さるべきは、ソ連海軍力の脅威であって、戦略兵力の面では、太平洋艦隊所属の戦略ミサイル潜水艦（とくに原潜）の攻撃力、通常兵力の面では、北東アジア・西太平洋地域のソ連の艦艇、潜水艦、航空兵力などの増強があげられる（＜第6表＞参照）。

ソ連戦略ミサイル潜水艦の静肅（非騒音）化その他性能面での進歩、そのミサイルの命中精度の向上や長射程化、さらにはそれらの母港として直接外洋に開けているペテロパブロフスク（カムチャッカ半島）の整備などの動きに、アメリカとしては無関心でいられないだろう。直接に日本に関係するものとしては、演習海域その他からみて、ソ連海軍部隊の活動範囲が日本の重要な海外貿易ルートとぶつかるため、有時の際ソ連は、ある意味で日本の生殺与奪の権を握りうるのではないかとの懸念、さらには最新鋭のキエフ型空母の極東回航、新型爆撃機バッカファイア（Tu-26）の極東配備の可能性など

<第6表> わが国周辺におけるソ連艦艇・軍用機の行動概要



(注) 『防衛白書』昭和54年度版39頁。隻数及び回数は、過去5年間の平均値を示す。

むけというよりも、第一に米空母に狙いを定め、同時に中国ににらみをきかせるためのものといわれる。北方四島の軍事基地化についても、それを日本への直接的な侵略意図とのみ解すべきではない。むしろそれは、射程を増したソ連SLBM(SS-N-8, SS-N-18)のために、オホーツク海を「聖域」化せんとする、ソ連核戦略上の要請に基づくものと解釈さるべきものであろう。¹⁴⁾

が問題となる。これらに加えて、日本固有の領土たる北方四島におけるソ連軍事基地化が、ソ連の脅威感をいさかヒステリックに刺激することになった。

しかし、いくら強化されたとはいえ、ソ連海軍には地理的あるいは兵力構成上の決定的な弱点があり¹³⁾、アメリカ海軍力の全般的な優位は疑うべくもない。またソ連通常兵力の兵器稼動率や兵員の質に問題があるとされ、それにソ連の脅威を直ちに、その侵略意図と短絡的に結びつけることも、けっして客観的とは思われない。たとえば、バッカファイアや新型中距離弾道弾SS-20の配備にしても、それは日本列島

アメリカ側がASW能力における日米防衛協力をとくに要望する背景には、もちろんまず強化されつつある西太平洋のソ連戦略ミサイル潜水艦への対策がある。ウラジオストックを基地とする潜水艦の外洋進出はもちろんのこと、ペトロバブルウスクのそれについても、補給その他のためには海上輸送に頼らざるをえず、そこにつうじる宗谷、津軽海峡周辺のASW能力の向上、その領域における日本の協力は、アメリカにとってきわめて望ましいものであるからである。

しかし、それだけにとどまらない。種々の文書がしばしば言及しているように、つぎにアメリカ第7艦隊のもつ海上交通路防衛能力の限界が問題にされなければならない。つまり、第7艦隊は自己防衛のための対潜能力は十分保有しているが、有事の場合日本に来援するアメリカ軍の補給のための海上輸送路をいかに確保するか、ましてや日本と中東石油あるいはアメリカの原料、食糧などを結びつける航路の安全をいかにして保つかということになると、アメリカがソ連の海上交通遮断能力を阻止しうる能力には明らかに不備があると考えられるからである。ましてや「スイング戦略」のもとで、第7艦隊が極東海域からインド洋、さらにはペルシャ湾岸へと再展開を迫られるとすれば、なおさらであろう。それだけに、アメリカ側からすれば、日本周辺域の防衛については、日本側による取り組みがますます望ましいことになる¹⁵⁾。なお日米防衛協力にかんするアメリカの対日要請は、ただASW能力にとどまらず、対空早期警戒など多くの分野に及んでいることはいうまでもない。

(C) 日本側の対応

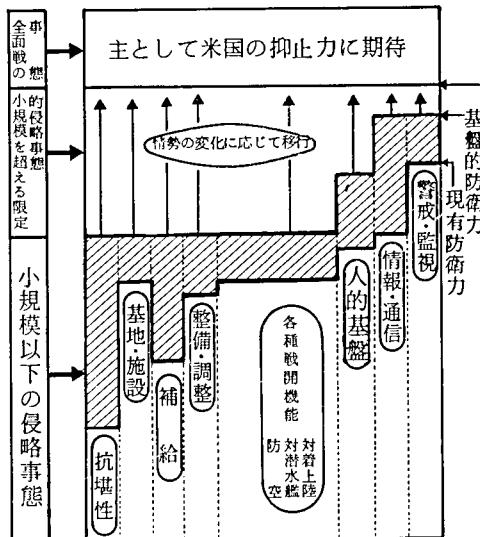
以上の対日要請に対して、日本側は大筋において、これに即応せんとする動きを示してきた。1970年代の日本自衛力の強化については、早くは1970年10月最初の『防衛白書』(当時の防衛庁長官は中曾根康弘)がうちだした「自主防衛」(所要防衛力)路線にはじまる。間もなくそれが修正され、自衛力の量的増強に歯止めがかけられたが、その後も質的強化を中心に、いぜん自衛力の増強がつづいた。具体的には、1973年2月国会に提出された(のち種々の事情で撤回)「平和時の防衛力」構想、これと基本的に同じ発想にたつ「基盤的防衛力」構想、またそれに基づき1973年10月末国防会議及び閣議で決定された「防衛計画の大綱」がこれである。

以上の二つの構想は、何れも共通的な理論的枠組みにたっており、脅威を顕在的なも

のと潜在的なものに区分し、脅威が顕在化していない段階を平和時と規定し、この段階に対応する軍事力を「基盤的防衛力」と称する。この平和時の「基盤的防衛力」も、現有防衛力を上廻るものとして構想されているが、強化の重点は量より質的側面におかれ、欠落している防衛機能の補充、とりわけ後方支援体制の充実などを含む、バランスのとれた防衛力の増強が志向されている。しかし、だからといって量的拡充が全面的に否定されているのではなく、事態が平和時から緊張時へ変化するに応じて、質的向上をふまえた量的拡充への移行は当然と考えられていた¹⁶⁾（「基盤防衛力」構想を図示すれば＜第7表＞となり、これまでの防衛力整備計画の大略は＜第8表＞、「防衛計画の大綱」の目標は＜第9表＞のようになる）。

もっとも、「基盤防衛力」構想や「防衛計画の大綱」には、防衛庁の「制服組」¹⁷⁾や自民党の国防議員その他から、「自主防衛」的路線にたつきびしい批判がなされてきた。しかし、今日までこの路線が基本的には堅持されており、1979年7月に決定された前出の「中期業務見積り」計画でも、計画どおりにいけば最終年度には、日本防衛力が「防衛計画の大綱」に掲げる目標水準に到達することが明らかにされた。ただし、最近のアメリカ側のつよい要請をうけて、日本政府はこの「中期業務見積り」の計画より一年早い

＜第7表＞ 基盤的防衛力構想の概念図



- (注) 1. 藤井治夫『戦争計画 — 自衛隊戦え』、127頁。
 2. 斜線の部分は「防衛計画の大綱」にもとづき整備される。

達成を「自主的かつ真剣に検討する」ことを約束した。なお、ここで昭和52年度以降の防衛力整備に当り、従来の5カ年固定計画方式をやめ、ローリング（ころがし）方式が採択されてきたことにも注目したい。ローリング方式とは、内部計画として長期・中期のもの（詳しくは総合長期見積り計画、統合中期見積り計画、中期業務見積り計画、年度業務計画・年度防衛警備に関する計画というシステム）を作成しておき、毎年の情勢の変化に対応してそれを見直しつつ、各年度の計画予算を具体化していくという方式である¹⁸⁾。

日米防衛協力体制の強化要請に対する日本側の対応については、すでに述べた日米防衛協議委

員会への積極的協力、その成果として前出の「日米防衛協力のための指針」の内容が、これを明らかに示している。この日米安保を軸とした日米防衛協力の強化については、また「アメリカはいざという場合、日本を守ってくれるのか。トカゲのしっぽのように

＜第8表＞ 防衛力整備の推移

区分(年度)		1次防(33~35)	2次防(37~41)	3次防(42~46)	4次防(47~51)
陸上自衛隊	自衛官定数	170,000人	171,500人	179,000人	180,000人
	平時地域配備する部隊	6個管区隊 3個混成団	12個師団 —	12個師団 —	12個師団 1個混成団
	機動運用部隊	1個機械化混成団 1個戦車群 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 —	1個機械化師団 1個戦車群 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 —	1個機械化師団 1個戦車群 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機械化師団 1個戦車団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団
	低空域防空用地対空誘導弾部隊	—	2個高射大隊	4個高射特科群 (外に1群の準備)	8個高射特科群
	基幹	対潜水上艦艇部隊 (機動運用)	3個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群
	幹部	対潜水上艦艇部隊 (地方隊)	5個隊	10個隊	10個隊
	自部	潜水艦部隊	—	4個隊	6個隊
	隊	掃海部隊	1個掃海隊群	2個掃海隊群	2個掃海隊群
	主要装備	陸上対潜機部隊	9個隊	15個隊	16個隊
	航空	対潜水上艦艇 潜水艦 作戦用航空機	57隻 2隻 (約220機)	59隻 7隻 (約230機)	61隻 14隻 約210機 (約300機)
航空自衛隊	基幹	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 警戒飛行部隊 高空域防空用地対空誘導弾部隊	24個警戒群 12個飛行隊 — — 2個飛行隊 — —	24個警戒群 15個飛行隊 4個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 — 2個高射群	24個警戒群 10個飛行隊 4個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 — 4個高射群 (外に1群の準備)
	主要整備	作戦用航空機	(約1,130機)	(約1,100機)	(約940機) (約900機)

(注) 1. 『防衛白書』昭和54年度版70頁。

2. 作戦用航空機中()内は、練習機を含む全航空機の機数である。1~3次防の隊数等は、各防衛力整備計画期末のものである。

<第9表> 防衛計画の大綱に示す規模と現状との比較

区分		防衛計画の大綱	54年度末勢力見込
陸上自衛隊	自衛官定数	18万人	18万人
	平時地域配備する部隊	12個師団 2個混成団	12個師団 1個混成団
	基幹部隊 機動運用部隊	1個機甲師団	1個機械化師団
		1個特科団	1個戦車団
		1個空挺団	1個特科団
		1個教導団	1個空挺団
		1個ヘリコプター団	1個教導団
		低空域防空用地対空誘導弾部隊	1個ヘリコプター団
	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群
海上自衛隊	基幹部隊	対潜水上艦艇部隊(機動運用)	4個護衛隊群
		対潜水上艦艇部隊(地方隊)	10個隊
		潜水艦部隊	6個隊
		掃海部隊	2個掃海隊群
		陸上対潜機部隊	16個隊
	主要装備	対潜水上艦艇	約60隻
		潜水艦	16隻
		作戦用航空機	約220機
	航空自衛隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊
		航空偵察部隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊
		警戒飛行部隊	1個飛行隊
	高空域防空用地対空誘導弾部隊	6個高射群	5個高射群
	主要装備	作戦用航空機	約430機
			約400機

(注) 『防衛白書』昭和54年度版 87頁。

に見捨てられるのではないか」という日本側の不安とも関係があり、日米防衛協力体制をつよめることで、アメリカがどうしても日本を助けにござるをえなくすることが必要だとされる。もっとも、そのための日本側の具体的な協力姿勢では意見の対立があり、海原治氏のごときは、アメリカの有事支援体制の有効性についてかなり懐疑的である。氏によれば、日本防衛のためには自衛隊のほかに国民抵抗活動の組織化(郷土防衛隊)が不可欠であり、アメリカ軍の来援を可能ならしめるためには、日本国内で何らかの組織的抵抗が継続中であることが前提だとされる¹⁹⁾。

日本自衛力の強化、日米防衛協力体制に対する日本側の対応について、さらに具体的かつ項目的に取り上げるならば、まず海上自衛隊のASW能力の向上、日本列島にいた

シーレーン
る周辺海域の海上交通路の安全確保があげられる。すなわち、有事の際に対島、津軽、宗谷の三海峡を封鎖して、ソ連潜水艦を日本海に封じ込めるために、日本側は今後とも種々の方策に精力的に取り組むことになる。たとえば、海峡の海底に対潜探知用の水中聴音装置「LQ 03」や国産の「LQ 04」の設置、現有の旧式な P 2 V - 7 や P - 2 J にかわる最新型対潜哨戒機 P - 3 C の導入、最新式「涙滴」型攻撃潜水艦の海峡配備、さらにはロッキード社の軍用輸送機 C - 130 ハリキューズを主機とする、海峡封鎖のための機雷敷設飛行隊の編成などをあげることができる。

日本の周辺海域（1970 年代には、日本沿岸から約 1,000 カイリまで、東は南鳥島、西は南西諸島の範囲とされる）における海上交通路の安全確保については、かつての「船団護衛」方式は後退し、新しく「安全航路帯」構想が提起されてきているが、その実現はアメリカ海軍への依存はもちろん、海上自衛隊でもきわめて困難だとされる。この構想は海上自衛隊年来の悲願であり、その具体化のためこれまでヘリコプター搭載の大型護衛艦の建造などの措置が精力的に進められてきた。にもかかわらず、事態の根本的改善はみられていない。この構想の実現のためには、敵の潜水艦基地に攻撃を加え、敵潜水艦を基地において壊滅させる必要が叫ばれるのも、理由なしとしないのである²⁰⁾。

第二の項目としては、日本周辺の防空能力の増強の問題がある。これには、F - 86 F や F - 104 J、さらには F - 4 EJ にかわる次期主力戦闘機 F - 15（イーグル）の導入、また味方迎撃戦闘機をかいくぐって突入してくる敵機を撃つための、現行のナイキ（航空自衛隊用）やホーク（陸上自衛隊用）にかわる新しい地対空ミサイル機種の選定があげられる。さらには、つぎのような問題もある。ソ連のミグ 25 函館空港亡命事件にみられるように、普通のレーダーでは探知できない低空で侵入する敵機を正確にとらえるための、グラマン社のいわゆる「空飛ぶレーダーサイト」早期警戒機 E - 2 C の導入、またコンピューターが旧式化して容量が小さく、能力も弱い現行のバッジ・システム（Base Air Defense Ground Environment, BADGE System 自動防衛警戒管制システム）にかわり、E - 2 C とも連動可能で警戒監視と味方迎撃機の誘導にも十分な能力をもつ新しい「バッジ X」器種の選定、さらに基地防衛用の対空火器の改善など。加えて、わが国の戦闘機がすべて地上に裸のまま置かれ、敵の攻撃にきわめて脆弱的なことも、しばしば問題とされた。

第三に、陸上・海上・航空の何れかの自衛隊に限定されず、一般的に留意さるべき強化目標として、まず有事の際の自衛隊の指揮・通信機能の拡充があげられる。そのため

には、中央指揮所の組織や建物も重要だが、それらと表裏一体の関係をなす「防衛マイクロ回線」の設置、つまり日本電々公社のマイクロ回線の借り上げではなく、自衛隊専用の通信回線の整備が必要とされる。ついで、後方支援活動の充実である。すなわち、4次にわたる防衛力整備5カ年計画で、主要兵器の正面装備は一応かたちを整えてきたが、地味な後方支援活動は軽視され、ために自衛隊の足腰はきわめて弱いという問題である。補給面でいえば、訓練用弾薬はいちじるしく不足し（たとえば、撃った魚雷は拾って何度も使う），三自衛隊の弾薬保有量は合計約7万トンにすぎない。陸上自衛隊が想定する北海道の局地戦で、小銃弾の備蓄はまず1カ月分、砲弾の備蓄は約半カ月分にとどまり、海上自衛隊も長期の洋上行動に必要な補給艦は、ただ2隻だけ保有しているにすぎない。²¹⁾

後方支援活動の充実を含めた最近の防衛政策において、総合安全保障の観点が重視されていることにも、ここで注意を喚起しておきたい。総合安保とは、安全保障を単に軍事力の問題にとどまらず、内政・外交の両面にわたって追求せんとするもので、つまり安保問題を武器・弾薬の備蓄能力及び生産能力、国民一般の自衛隊に対する支持の度合、国民の外敵への抵抗力、また国家の安全にかかわる外交政策の展開など、安全保障上の広汎かつ多様な諸要素とのかかわりで追求せんとするものにほかならない²²⁾。そしてこうした総合安保の一部には、有事（危機）の際の住民避難など、動態的な危機管理の問題まで包含される。災害（たとえば地震）→経済危機（エネルギー政策）→戦時とづく、一連の非常事態が連続的に考えられており、そこでは災害（地震）にともなう非常事態を、全般的な危機管理の一つのモデル・ケースとして扱い、そのなかで非常事態に対する国民のアレルギーを軽くせんとする意図さえ窺える。²³⁾

1978年7月当時の栗栖弘臣統幕議長が、「自衛隊はいざという場合、超法規的行動をとることもありうる」と述べて事実上解任された事件も、実は総合安保をめぐる一つの条件整備の動きとみられなくもない。この栗栖発言は、敵の奇襲攻撃に対する「奇襲対処」に関するものであったが、今日防衛庁はこれとは別に、自衛隊の防衛出動命令が下令された後の法制整備について、これを「有事法制」研究として鋭意推進中である（『防衛白書』昭和54年度版127－32頁）。防衛庁の統一見解によれば、それは「有事立法」研究ではなく、「有事法制」研究であり、あくまで憲法の枠内における長期的研究であるとされたにもせよ、自衛隊による緊急土地収用など、国民の権利にかかわる項目を含

むものであるだけに、その動きにはやはり十分警戒を払う必要があるだろう。

第四には，在日米軍基地，その基地機能をめぐる日米協力，さらには日米防衛協力の強化ないし日本自衛力の質的強化をつうじて，北東アジアおよび西太平洋における実質的な日韓米共同作戦体制の確立が問題となる。まず在日米軍基地については，有事の際ににおけるアメリカへの新たな基地施設の提供，日米両国による在日米軍基地の共同利用もあるが，さらに米軍駐留費をめぐる日本側の分担増というかたちでの日米協力体制の進展も忘れられてはならない。すなわち，これまで米軍基地施設費で日本側の負担したのは，基地の移設・統合（リロケイション）の場合だけであったが，1979年度からは隊舎の改築，住宅新築はもとより，貯油タンク改築，飛行場のサイレンサー新設までも，日本政府が負担することになった。サイレンサー新設まで日本側が負担するようになったことは，これまでの「代替えの範囲を越えない」という歯止めを放棄するだけでなく，今後は滑走路延長，格納庫建設，港湾施設など，あらゆる米軍基地施設の費用を日本側が支出しうる先例を開くことを意味したのである²⁴⁾。

在日米軍基地の機能および在日米軍の行動については，日米安保条約のいわゆる「極東条項」の「極東の範囲」の拡大解釈（1960年2月26日の岸信介首相の国会答弁－「極東の範囲」にかんする政府の統一見解），また在日米軍の自由な出動に歯止めをかけんとして導入された事前協議制（日米安保条約交換公文）の空洞化が問題にされなければならない。なお，事前協議制では，1969年11月の日米安保条約の自動延長と沖縄返還をめぐる佐藤・ニクソン共同声明において，「韓国の安全は日本の安全にとって緊要」であるため，在日米軍の出動について事前協議の必要が生じた際にも，日本側は「肯定的かつ速かに」（positively and promptly）対応する方針が明らかにされて，その有名無実化はさらにつよまった。1980年に入ると，ブラウン国防長官やバロー海兵隊司令官などによって，沖縄駐留の米第3海兵師団がアメリカの「緊急展開部隊」（Rapid Deployment Force, RDF）の中核部隊として，インド洋，ペルシャ湾（アラビア海），さらにはアフリカまで出動する計画のあることが表明され，大平政権もこれを日米安保条約の解釈上許るされるとの見解にたち，かくて「極東の範囲」は世界大の規模にまで拡大され，事前協議制の空洞化はまさに決定的なものとなった。

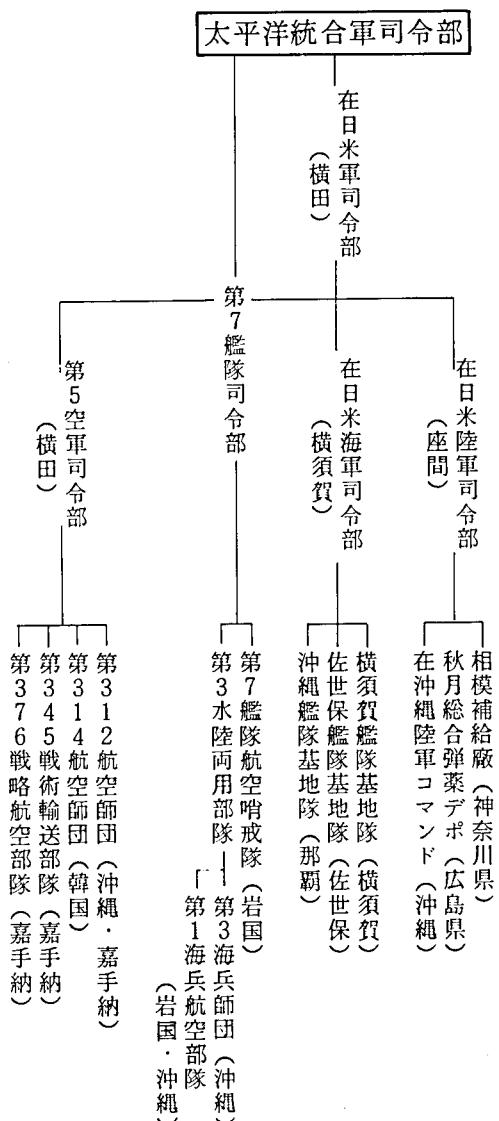
日韓米共同作戦体制の進展については，とくに前出の佐藤・ニクソン共同声明以後は，沖縄基地を中心とする在日米軍基地および在日米軍，また在韓米軍と在米アメリカ軍，

さらには韓国軍をも含めた北東アジアにおける軍事的一体化の進行が、ますます鮮明に具体化されつつある。指揮系統でみれば、たとえば<第10表>で明らかのように，在韓米空軍部隊は、日本の横田基地に司令部をおく米第5空軍指揮下の部隊であり、しかも第5空軍の実戦部隊の主力は、沖縄の嘉手納基地に集中している。またこの第5空軍を含めた在日米軍も、実は何ら独立した統合軍とはいえず、太平洋統合軍（司令部ハワイ）や上級司令部の直接指揮下におかれしており、根本において在韓米軍との作戦行動上的一体化をまぬがれうるものではなかった。

在日米軍基地や在日米軍、それに在韓米軍および韓国軍とを加えた作戦行動上的一体性を裏づけるものとしては、これまでも精力的につづけられてきた米韓合同大演習をあげることがもっとも適切であろう。とくに1978年11月、米韓両軍約11万人を動員して実施された大演習「チーム・スピリット78」は典型的である。過去の米韓合同演習「クイック・リース」（1964年）、「フォーカス・レチナ」（1969年）、「フリーダム・ボルド」（1971年）が、沖縄の嘉手納基地を単なる中継基地としたのに対し、これは前例のない動員の主力を沖縄を含む在日米軍におき、その特徴は日韓米三角形のうちの米韓という二辺が、日本を足場にして共同作戦をくり抜けてみせたところに求められるからである。

この米韓大演習の少しまえの2月、ブラウン国防長官は米下院公聴会での証言で、朝鮮半島に有事の際には、在日米軍は支援戦闘部隊として、その全面的投入が予定されて

<第10表> 在日米軍の主要部隊



（注）阪中友久「在日米軍基地の実態」『世界』
1975年8月号 97頁。

いると述べたが、この合同大演習はまさにこれを裏がきしたものであった。大演習の開始とともに，在沖縄米第3海兵師団は第7艦隊のヘリ空母、上陸用舟艇母艦に乗船して韓国に投入され、横須賀を母港とする空母ミッドウェーは韓国補給基地を攻撃する態勢をとった。またアメリカ第25歩兵師団（ハワイ）は、横田や嘉手納基地などをへて、大型輸送機で韓国に急派され、さらに嘉手納基地や岩国基地のF-4ファントム戦闘爆撃機、A-6およびA-4攻撃機も韓国に出動することが、そこでは想定されていた。²⁶⁾

こうした米韓両国の軍事的一体化、米韓共同作戦体制が進行するなかで、日本は日米防衛協力体制をつよめることによって、ますます日韓米三角同盟のなかに組み込まれ、実質的な日韓米間の軍事的一体化（共同作戦体制）を強固にしつつある。まずマイクロ通信体系でみても、自衛隊は米軍回線の利用、米軍作成のAD12（防空識別図）の使用など、種々の軍事施設や技術においてアメリカ軍に依存し、またそれを媒介としながら韓国軍との関係をいっそう密にしてきている（米軍回線を利用することで、日韓の緊急通話が可能）。²⁷⁾

つぎに問題となるのは、日米間の共同演習の推進である。これまで日米共同演習は、まずおもにASW能力をめぐる毎年の海上自衛隊との共同訓練にはじまり、ついで航空自衛隊についても実施されてきたが、最近では（1979年8月、訪米中の当時の山下防衛庁長官の記者会見で）もっとも遅れた陸上自衛隊でも、それが準備中であることが発表された。²⁸⁾

日米共同演習は、ただ日米間の関係にとどまらず、すでに述べた米韓合同大演習など米韓両軍の密接な提携との関連で、北東アジア地域における日韓米共同作戦体制の一翼を担うものとなってきている。しかも最近は、米軍を仲介とする間接的なものから、より直接的な日韓両国間の軍事協力関係まで志向されるようになった。たとえば、1979年8月当時の山下防衛庁長官が、これまでのタブーを破り、現職長官としてはじめて韓国を訪問し、ひきつづき訪米して安全保障関係高官に、初の訪韓と日韓米三国協力の意義を指摘し、日韓両国間における練習艦隊交流の方針まで披露したことは、その一例である。

北東アジア・西太平洋における日韓米三国の軍事的一体化、在日米軍基地および日本自衛隊の機能範囲の拡大にともない、日米防衛協力における日本の寄与は増大し、その「相互防衛」的責任はいっそう加重された。それと同時に、日本国憲法第9条、日米安

保条約のいわゆる「極東条項」や事前協議制との矛盾、また海外派兵を禁じている自衛隊法との矛盾は、ますます鮮明とならざるをえない。すでに述べた在沖縄米軍が、ペルシャ湾岸からアフリカにいたる対外出動計画に組み込まれていることもさることながら、この点でとくに1979年10月発表の海上自衛隊のリムパック（環太平洋合同演習）参加（最新鋭ヘリ積載護衛艦など2隻、対潜哨戒機P-2J 8機、人員700名）の意義は注目されてよい。

リムパックとは、ハワイの米第3艦隊がカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど環太平洋の同盟諸国海軍を招き、中部太平洋で1971年以来毎年、または1年おきにおこなってきた合同演習で、単なる自衛隊の戦術技量の向上にとどまらず、これを契機に日本が集団自衛権行使のための「相互防衛」の枠組みにはめ込まれ、防衛責任の分担の拡大を迫られることが危惧されており、もしそうであれば憲法第9条をはじめ前出の諸条項との関係が問題となろう。要するに、それは日米安保体制が、これまでの「極東安保」から、さらに「環太平洋安保」まで拡大されるのではないかという疑念にほかなりない。

注

- 1) 高瀬昭治「ニクソン・ドクトリンと日本の防衛政策」朝日新聞社調査研究室（社内報告14）25-6頁。
- 2) F. Green, *Stresses in U.S.-Japanese Security Relations, 1975*, pp. 92-104; D.F. Verhoff, "Japan under U.S. Pressure", in Johnson & Schneider (eds.), op. cit., pp. 69-70. 外務省が昭和47年よりほぼ年間1回、ギャラップ社に依託した調査結果も参照。「外務省・アメリカ有識層の対日世論調査」『世界週報』1976年8月10日号46頁。
- 3) Green, op. cit., p. 36. 中国側もこの観点から日米安保の存在を評価する。Clough, op. cit., pp. 43-4. ブルッキングス研究所編「アメリカ・中国・軍備制限」④『世界週報』1976年2月3日号67頁。もっとも日米安保の存在以外の理由からも（核エコロジー論にたって）、日本独自の核武装の非合理性かつ非現実性を指摘するものも多い。Green, op. cit., p. 97; Verhoff, op. cit., p. 70.
- 4) 「E・O・ライシャワーの証言」『世界週報』1971年12月7日号20頁。「インガソル証言」『同誌』1974年4月23日号32頁。R.N. Clough, *East Asia and U.S. Security, 1975*, pp. 51-4; R.E. Osgood, *The Weary and the Wary, 1972*, pp. 22-3.
- 5) 「ゆっくり右旋回——これでよいのか防衛論議」⑩『朝日新聞』（総合9版、以下同じ）1978年3月23日付記事。泉昌一「カーター政権と連邦議会」「国際問題」『世界週報』1978年12月号5-6頁。小川伸一「1978年度中間選挙（11月7日）をめぐる政治情勢」「新防衛論集」『世界週報』1979年3月号86-7頁。
- 6) 『朝日新聞』1978年11月16日付記事。
- 7) 「日本の安全保障——第1部、80年代の座標軸」④『中国新聞』1979年7月18日付記事。米上院外交

委員会のF. チャーチ委員長を団長とする調査団の報告も、日本は防衛支出と防衛力の増大に慎重であるべきだと主張は、今日その妥当性の大部分を失っていることを強調した。「アメリカ議会の見解——上院外交委員会報告」アメリカ大使館・アメリカ政策シリーズ13, 5-6頁。またチャーチ委員長を含む有力議員連名の大平首相宛親書も、これまでの防衛努力、とくに対潜能力の向上などを要求している。『朝日新聞』1980年4月25日付記事参照。

- 8) M. Pillsbury, "A Japanese Card?", *Foreign Policy*, Winter 1978/79, pp. 5-15, 29-30. (全訳『世界週報』1979年1月16日号13-8, 25頁)
- 9) 1月中国訪問帰途、東京に立ち寄ったブラウン長官の言動については『朝日新聞』1980年1月15日、16日付記事。なお、防衛努力の強化要求は、ただ日本だけにとどまらず、NATO諸国をも含めたグローバルなものである点にも留意。『同紙』1980年2月23日付記事。
- 10) 前出「外務省・アメリカ有識層の対日世論調査」『世界週報』1976年8月10日号46頁。R.B.フォスター(スタンフォード戦略研究センター長)とJ. E. ドーナン(同研究センター主任研究員)とのインタビュー記事「日本の防衛費増大は避けられない」『同誌』1978年3月28日号19-21頁。またB.K. Gordon, "Japan, the U.S. and Southeast Asia", *Foreign Affairs*, April 1978, pp. 594-5は、日本が経済問題と安全保障を分離させて考えないように求め、アメリカが在フィリピン米軍基地維持のために提供する対比経済援助(約10億ドル)のうち、日本はその半額を負担すべきではないかと主張する。
- 11) Rumsfeld, *Annual Defense Department Report*, Jan. 17, 1977, p. 37. (『前掲訳書』102頁)
H. Brown, *Department of Defense Annual Report*, Jan. 25, 1979, p. 53. (『1980年度米国防報告』『世界週報』1979年2月13日号39頁) Pillsbury, op. cit., pp. 21-3. (『前掲訳文』21-2頁) 阪中友久「転換期の防衛政策——柔軟ムードのなかの現実主義」『世界』1976年10月号144, 146-8, 151-2頁。藤井治夫「自衛隊をめぐる問題点」『同誌』1975年8月号124-5頁。
- 12) 「裸の自衛隊」⑩『朝日新聞』1968年12月20日付記事。『防衛白書』昭和53年度版138-41頁。
- 13) 地理的にソ連海軍は外洋に出るために、まるで人間の腹中からでてくるような苦しい航海を必要とする。堀元美「日本防衛問題へのアプローチ」『新防衛論集』1974年10月号101-4頁。
- 14) 「脅威と呼ばれるソ連軍事力の作られた嘘と意外な事実」『週刊朝日』1980年2月22日号149-53頁。『朝日新聞』1979年2月9日、10月3日付記事。財団法人平和・安全保障研究所『前掲報告書』6-7, 89-90頁。また外務省筋も、北東アジアおよび西太平洋の全般の情勢は、西側にとって不利ではなく、ソ連への過剰反応こそ問題だと批判する。「日本の安全保障——第1部・80年代の座標軸」③『中国新聞』昭和54年7月17日付記事。『朝日新聞』1979年7月29日付記事参照。
- 15) Rumsfeld, *Annual Defense Department Report*, Jan. 27, 1976, p. V. (『前掲訳書』11頁)『防衛白書』昭和53年度版39頁。ズムウォルト&ベイグリー「悪化する太平洋の戦略事情——アメリカと日本のジレンマ」『世界週報』1978年1月24日号20-2頁。奥宮正武『日本防衛論』213頁。『朝日新聞』1978年8月28日付記事。
- 16) 『防衛白書』昭和51年度版41-6頁。なお「防衛計画の大綱」には、国際情勢にかんする一定の前提があり、これが崩れれば、防衛力の拡充、強化は当然とされていた。『防衛白書』昭和53年度版68-72頁。
- 17) 栗栖弘臣『私の防衛論』175-7頁。海原治『日本防衛体制の内幕』226-33頁。海原「日本は信頼すべき友人か——ワシントンから見た日本の防衛体制」『世界週報』1977年6月7日号15-7頁。
- 18) 藤井治夫『戦争計画——自衛隊戦えば』144-7頁。なぜ従来の「5カ年固定方式」をやめたかについて、『防衛白書』昭和53年度版79頁は、①質的向上が中心となつたため年度目標を掲げる必要はない。②流動性のつよい日本経済事情、をあげる。
- 19) 「日本の安全保障——第1部・80年代の座標軸」⑤『中国新聞』昭和54年7月19日付記事。海原『私の防衛白書』223-4, 315-22頁。栗栖『私の防衛論』15-6頁は、日本国土内のゲリラ的抵抗は

現実的に不可能とする。防衛庁当局も同じで、国土に戦火を及ぼさず、敵の洋上撃破、水際撃滅の方針を支持する。藤井『前掲書』62－5頁。

- 20) 海原『私の防衛白書』303－5頁。海原『日本防衛体制の内幕』132, 141－56頁。藤井『前掲書』102－4頁。
- 21) 「裸の自衛隊」@『朝日新聞』1978年12月16日付記事。奥宮『前掲書』64頁は、訓練用弾薬不足について若い隊員たちの自嘲の言葉として、「たまに撃つ弾丸のないのが、玉にきず」を紹介している。
- 22) 村上薰『日本防衛の構想』229－30頁。高瀬氏は「総合安保」を「自衛力の縦深性」なる概念でとらへ(高瀬『前掲報告』40－2頁), 奥宮氏は「総合安保」を「総合防衛」(軍事防衛, 経済防衛, 民防衛, 心理防衛からなる)と「対外平和運動」(国際外交)との複合物とみる。奥宮『前掲書』164頁, 奥宮「総合安全保障への提言」『新防衛論集』1974年3月号2－4頁。「危機管理の処方せん－80年代の生き残り戦略」@『朝日新聞』1980年1月13日付記事。
- 23) 「日本の安全保障——第2部・80年代戦略への模索」①③『中国新聞』昭和54年8月15日, 8月17日付記事。
- 24) 『朝日新聞』1978年8月24日付記事。
- 25) 『同紙』1980年1月30日, 2月1日付記事, 『中国新聞』昭和55年2月2, 6日付記事参照。
- 26) 『朝日新聞』1978年2月24日, 3月12日付記事。「米韓合同演習の標的」『世界』1978年5月号113－6頁。
- 27) 藤井『前掲書』188, 190, 202－4頁。福島新吾『日本の防衛政策』227－9頁。
- 28) 航空自衛隊では, 1973年4月20日から訓練資料として, アメリカ空軍運用の基礎原則をきめた文書が使用されてきている。この文書の全訳と解説は『朝日ジャーナル』1974年2月15日号4－9頁。

(補注) 日本の大幅な軍備増強に警告をだし, その軍事的自制を求めた米上院外交委員会・東アジア太平洋問題小委員会(J. グレン委員長)に提出された米軍備管理軍縮局作成の報告書は重要である。『朝日ジャーナル』1980年8月1日号100－9頁。『朝日新聞』1980年6月29日付記事。

5. 結びにかえて

これまで述べてきたことをふまえながら、アメリカの世界戦略からみた日本の自衛力増強、日米防衛協力の強化をめぐる特徴について、最後に総括的に論ずることにする。ここで取り上げたいのは、要するに下記の三点である。

まず第一に、日本自衛力および日米防衛協力の強化にかんするアメリカの要請は、何もイランの米大使館人質問題、ソ連のアフガニスタン侵攻など、最近の中近東情勢の緊迫をもってはじまったのではない。それは、基本的にニクソン・ドクトリン以来、つまりベトナム戦争の敗北その他で、アメリカの圧倒的に強い時代が終結して以来一貫しており、最近の中近東情勢はただこれをいっそう促進したにすぎない。

第二に、日本の自衛力増強問題について、ただその質的強化、またそのための防衛支出がG N P の 1 %で適切かどうかを論ずるだけでは十分ではない。自衛力の増強とともに、つねに関心を払うべき問題は、自衛隊の対外活動の実質的な拡大傾向である。アメリカが日本以外の国々と結んだNATO その他の「集団安全保障」条約から、日米安保条約を基本的に区別する特徴点は、とくに「相互防衛」の原則における日本側の分担責任の欠除であり、これがアメリカの対日「ただ乗り」批判において、「自助」とともに重要な論点となってきた。

日本自衛力の質的強化とともに、その強化が自衛隊の実質的な「海外派兵」的機能の拡大と結合されつつ、推進されてきたことは重要である。日本の安全は、今後ますます「自由世界の安全と不可分」とされ¹⁾、自衛隊の活動範囲は日本周辺から極東周辺、さらには世界的規模へと拡大されることになるだろう。日韓米三国の共同作戦体制の形成、リンパックへの参加など、まさにその方向を示唆するものといってよい。

第三に、日米安保体制下の日本自衛力、日米防衛協力の強化は、確かに日本防衛のための措置という名目で推進されてきたし、そうした側面は皆無ではあるまい。しかし、それは果して日本防衛のためと限定しうるものであろうか。今日展開されつつあるアメリカの世界戦略からみて、それは日本防衛上の必要からというよりも、むしろアメリカの対ソ対決戦略の一環として、それにより奉仕するものとはいえないだろうか。要するに、ここで問題になるのは、日本の安全保障とソ連の脅威への対抗が、果して一体的な

ものであるかどうかであろう。

かくて日米安保体制が、その成立以来日本の安全保障に寄与するものとされながら、同時にアメリカの対共産圏封じ込めの一手段としての役割を果してきた歴史が改めて想起されなければならない。アメリカ側は、たとえば自衛隊のASW能力の改善を要望しているが、それはソ連潜水艦の太平洋への進出を封することによって、日本むけ海上輸送路の安全を確保するためというよりも、むしろソ連SLBMによる対米攻撃を阻止せんとする、アメリカの戦略的必要性に起因するところが大きいとはいえないか。

この点をさらに、アメリカの北東アジア戦略の中軸をなす日韓米三角同盟との連関で再説すれば、下記のとおりになる。すなわち、これまで日韓米三角同盟の基本利益は韓国に求められ、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の侵略に対して韓国の安全をまもるという点に主眼がおかれていた。今日ではそうではなく、何が何でも共和国（北朝鮮）と対抗せんとする韓国の態度は、アメリカの北東アジア戦略にとって、歓迎すべからざるものとなってきた。アメリカの問題関心は、主としてグローバルな世界戦略にあり、米ソ間における「新しい冷戦」の台頭に対応した対ソ対決路線のなかで、北東アジア戦略をいかに位置づけるかにあると考えられるからである。

この意味では、日韓米三角同盟は、グローバルな対ソ対決戦略を北東アジア地域において支援するものでなくてはならず、場合によっては中国に加えて、共和国（北朝鮮）をもアジア反ソ大同盟のなかに取り込みうるものでなくてはならない。その限りでは、韓国の共和国（北朝鮮）対決主義は、国内における軍部独裁とともに修正さるべきであり、かくして日韓米三角同盟について、その重心の韓国から日本への微妙な移行を指摘することができる。アメリカの対韓批判について、その根源をここに求めることも、けっして理由なしとしないのである。

注

- 1) 「対談・試される日米同盟」『朝日ジャーナル』1980年5月23日号21-3頁。

